

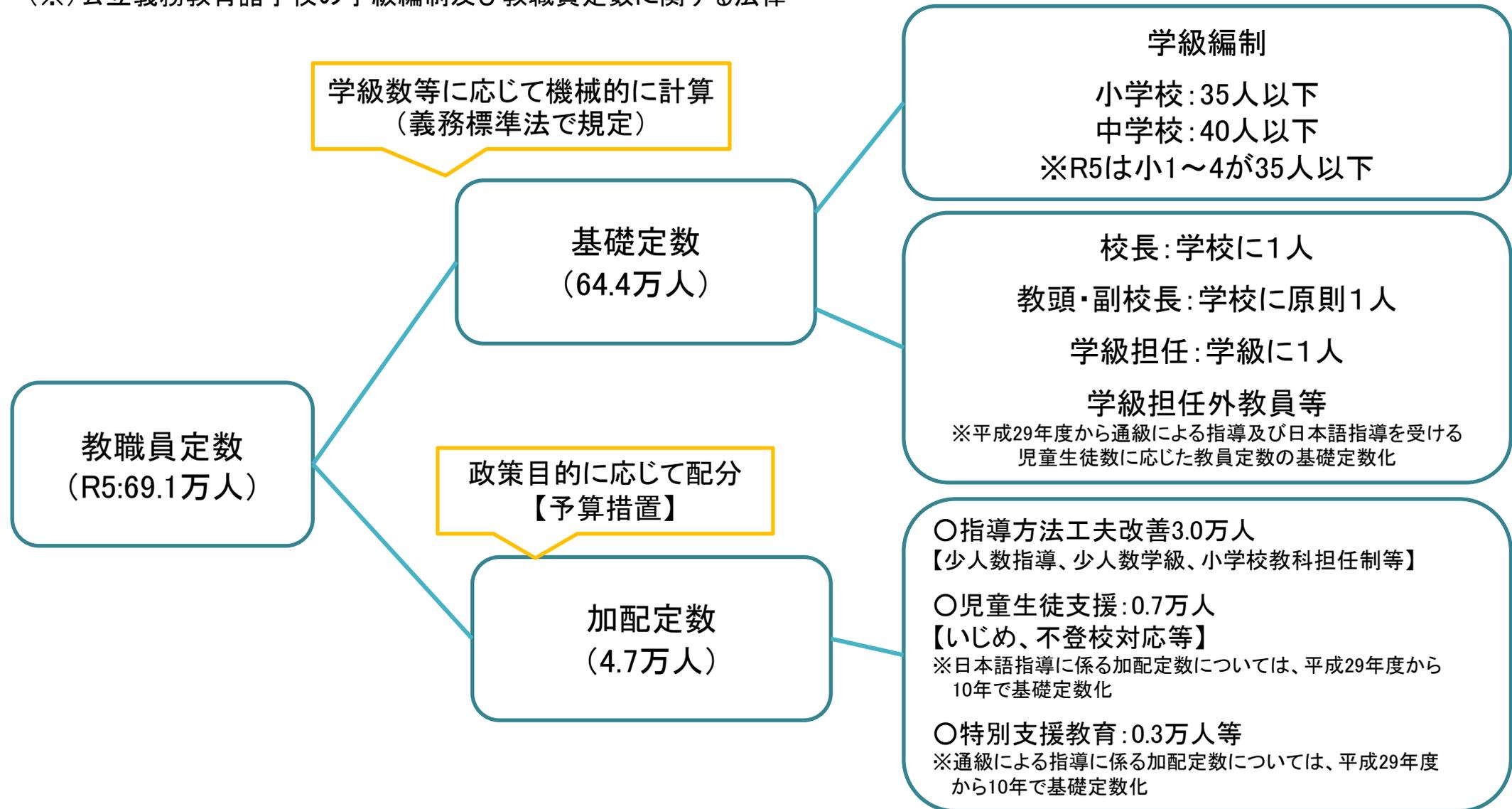
# 公立義務教育諸学校の学級編制及び 教職員定数等に関する参考資料

# 1. 基本的な制度について

# 公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）

- 義務標準法(※)において、都道府県・指定都市ごとの教職員定数の標準を算定。
- 都道府県・指定都市は、算定された教職員定数を踏まえ、弾力的な教職員配置が可能。

(※) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律



# 学級編制・教職員定数の算定について（公立の小中学校の学級編制）

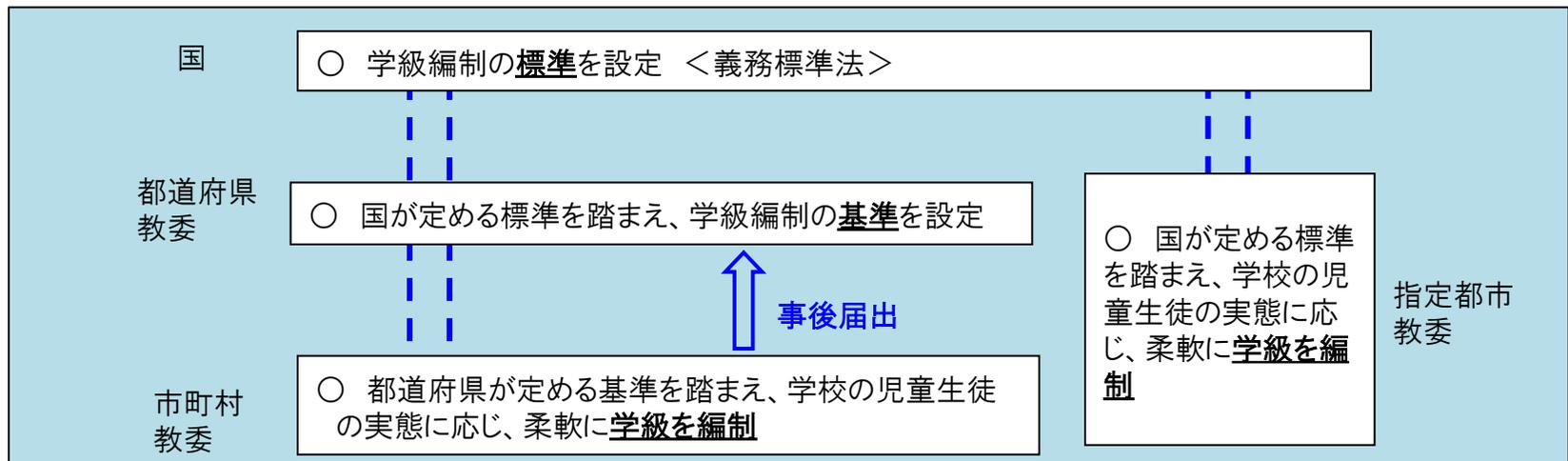
## ○義務標準法に規定する学級編制の標準

＜小・中学校＞		
同学年で編制する学級	小学校 35人	中学校 40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
＜特別支援学校(小・中学部)＞		
	6人（重複障害 3人）	

《参考》  
○小学校設置基準(文部科学省令)  
(一学級の児童数)  
第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)  
第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

## ○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係



# 学級編制・教職員定数の算定について（公立の小中学校の教職員数の算定）

## (1)基礎定数(義務標準法第6条～第9条)

①校長(第6条の2) 学校に1人

②教諭等(第7条1項1号(学級数に応じて算定))

③教諭等(第7条2～7号(②に加え、学校規模等に応じて算定))

### ■教頭(副校長)の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 24学級以上の学校に+1人

### ■生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校に1/2人

中学校 18～29学級の学校に1人、30学級以上の学校に3/2人

### ■少人数指導等の担当教員

児童生徒数

200人から 299人までの学校数×0.25

300人から 599人までの学校数×0.5

600人から 799人までの学校数×0.75

800人から1,199人までの学校数×1.00

1,200人以上の学校数 ×1.25

■障害に応じた特別の指導(通級による指導)担当教員 13人に1人 ※

■日本語指導担当教員 18人に1人 ※

■初任者研修担当教員 6人に1人 ※

※平成29年度～令和8年度の10年間で段階的に実施

④養護教諭(第8条)

■3学級以上の学校に1人

### ■複数配置

小学校 児童数851人以上の学校に+1人

中学校 生徒数801人以上の学校に+1人

⑤栄養教諭・学校栄養職員(第8条の2)

■給食単独実施校 児童生徒数 549人以下の学校に 1/4人  
550人以上の学校に 1人

■共同調理場 児童生徒数 1500人以下の場合 1人  
1501～6000人の場合 2人  
6001人以上の場合 3人

⑥事務職員(第9条)

■3学級の学校に3/4人、4学級以上の学校に1人

### ■複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 21学級以上の学校に+1人

■就学援助を受ける児童生徒が100人以上で、かつ当該学校の全校児童生徒数の25%以上を占める場合+1人

## (2)加配定数(義務標準法第7条2項、15条)

①教諭等

### ■指導方法工夫改善(第7条2項)

少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導を行う場合に加配措置。

### ■児童生徒支援(第15条2号)

いじめ、不登校や問題行動への対応のほか、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な場合に加配措置。

### ■特別支援教育(第15条3号)

通級による指導への対応等のための加配措置。

### ■主幹教諭(第15条4号)

主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能強化のための加配措置。

### ■研修等定数(第15条6号)

資質向上のための教員研修、初任者研修等のための加配措置。

②養護教諭(第15条2号)

いじめ、保健室登校など心身の健康への対応のための加配措置。

③栄養教諭・学校栄養職員(第15条2号)

肥満・偏食など食の指導への対応のための加配措置。

④事務職員(第15条5号)

学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化のための加配措置。

# 学校規模別教職員配置の標準（例） 【小学校】

（単位：人）

第7条第1項第1号

学級数	校長 (6-2)	副校長・ 教頭 (7-1-1)	教諭					教員計	養護教諭 (8-1-1) (※1)	栄養教諭 (8-2-1) (※1)	事務職員	合計
			学級担任 (7-1-1)	担任外 (7-1-1)	生徒指導 (7-1-3)	指導方法 工夫改善 (7-1-4) (※1)	小計					
3学級	1	-	3	0.75	-	-	3.75	4.75	1	0.25	0.75	6.75
6学級	1	0.75	6	1	-	0.25	7.25	9	1	0.25	1	11.25
12学級	1	1	12	1.5	-	0.5	14	16	1	0.25	1	18.25
18学級	1	1	18	2.6	-	0.75	21.35	23.35	1	1	1	26.35
24学級	1	1	24	3	-	1	28	30	1	1	1	33
30学級	1	2	30	3.5	0.5	1	35	38	2	1	2	43
36学級	1	2	36	3.9	0.5	1.25	41.65	44.65	2	1	2	49.65
42学級	1	2	42	4.5	0.5	1.25	48.25	51.25	2	1	2	56.25

(9-2)

(9-1)

(9-3)

(7-1-2)

(8-1-2)

※1 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭、栄養教諭については、児童数に応じて算定されるが、1学級35人在籍、給食単独実施校と仮定して算出。

※2 他に、教諭の少人数指導等の加配定数や養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数などがある。

# 学校規模別教職員配置の標準（例） 【中学校】

第7条第1項第1号

(単位:人)

学級数	校長 (6-2)	副校長・ 教頭 (7-1-1)	教諭				教員計	養護教諭 (8-1-1) (※1)	栄養教諭 (8-2-1) (※1)	事務職員	合計
			教科担任 (7-1-1)	生徒指導 (7-1-3)	指導方法 工夫改善 (7-1-4) (※1)	小計					
3学級	1	0.5	7.5	-	-	7.5	9	1	0.25	0.75	11
6学級	1	1	9.5	-	0.25	9.75	11.75	1	0.25	1	14
9学級	1	1	14.5	-	0.5	15	17	1	0.25	1	19.25
12学級	1	1	17.9	-	0.5	18.4	20.4	1	0.25	1	22.65
15学級	1	1	22.5	-	0.75	23.25	25.25	1	1	1	28.25
18学級	1	1	27	1	0.75	28.75	30.75	1	1	1	33.75
21学級	1	1	31.6	1	1	33.6	35.6	2	1	2	40.6
24学級	1	2	35.5	1	1	37.5	40.5	2	1	2	45.5
27学級	1	2	40	1	1	42	45	2	1	2	50
30学級	1	2	44.5	1.5	1.25	47.25	50.25	2	1	2	55.25
33学級	1	2	49	1.5	1.25	51.75	54.75	2	1	2	59.75
36学級	1	2	52.5	1.5	1.25	55.25	58.25	2	1	2	63.25

(9-2)

(9-1)

(9-3)

(7-1-2)

(8-1-2)

※1 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭、栄養教諭については、生徒数に応じて算定されるが、1学級40人在籍、給食単独実施校と仮定して算出。

※2 他に、教諭の少人数指導等の加配定数や養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数などがある。

# これまでの教職員定数改善の経緯

区分	要求数	改善増	査定率	自然減等	改善の内容	学級編制の標準
第1次 34'~38' [5年計画]	不明	34,000人	不明	△18,000人	学級編制及び教職員定数の標準の明定	50人
第2次 39'~43' [5年計画]	不明	61,683人	不明	△77,960人	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	45人
第3次 44'~48' [5年計画]	37,141人	28,532人	76.8%	△11,801人	4個学年以上複式学級の解消等	↓
第4次 49'~53' [5年計画]	40,000人	24,378人	60.9%	38,610人	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	
第5次 55'~3' [12年計画]	121,288人	79,380人	65.4%	△57,932人	40人学級の実施等	40人
第6次 5'~12' [6→8年計画]	35,209人	30,400人	86.3%	△78,600人	指導方法の改善のための定数配置等	↓
第7次13'~17' [5年計画]	26,900人	26,900人	100.0%	△26,900人	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等	
18'	1,000人	0人	0.0%	△1,000人		↓
19'	331人	0人	0.0%	△900人		
20'	7,121人	1,195人	16.8%	△1,495人	主幹教諭、特別支援教育、食育	↓
21'	1,500人	1,000人	66.7%	△2,100人	主幹教諭、特別支援教育、教員の事務負担軽減等	
22'	5,500人	4,200人	76.4%	△3,900人	理数教科の少人数指導、特別支援教育、外国人児童生徒等への日本語指導等	↓
23'	8,300人	4,000人	48.2%	△3,700人	小1のみ学級編制の標準を35人	
24'	6,000人	2,900人	48.3%	△5,000人	小2の36人以上学級解消、様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置	↓
25'	5,500人	1,400人	25.5%	△3,800人	いじめ問題への対応、特別支援教育、小学校における専科指導	
26'	3,800人	703人	18.5%	△4,513人	小学校英語の教科化への対応、いじめ・道徳教育への対応、特別支援教育の充実	↓
27'	2,760人	900人	32.6%	△4,000人	授業革新等による教育の質の向上、チーム学校の推進、個別的教育課題への対応、学校規模の適正化	
28'	3,040人	525人	17.3%	△4,000人	創造性を育む学校教育の推進、学校現場が抱える課題への対応、チーム学校の推進	↓

区分	要求数	改善増	査定率	自然減等	改善の内容	学級編制の標準
29'	3,060人	868人	28.4%	△4,150人	<基礎定数化> ①通級による指導、②外国人児童生徒等教育、 ③初任者研修、④少人数教育 <加配定数改善> 小学校専科指導充実、統合校・小規模校支援、共同事務実施体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消等	↓
30'	3,800人	1,595人	42.0%	△4,456人	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統合校・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	
R1'	2,861人	1,456人	50.9%	△4,326人	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統合校・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	↓
R2'	4,235人 <sup>(※1)</sup> 2,235人 <sup>(※2)</sup>	3,726人 <sup>(※1)</sup> 1,726人 <sup>(※2)</sup>	88.0% <sup>(※1)</sup> 77.2% <sup>(※2)</sup>	△5,925人 <sup>(※1)</sup> △3,925人 <sup>(※2)</sup>	<加配定数改善> 小学校英語専科指導の充実、義務教育9年間を見通した指導体制への支援、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化(事務職員)、貧困等に起因する学力課題の解消、統合校・小規模校への支援等 <基礎定数化の着実な推進>	
R3'	2,397人 <sup>(※1)</sup> +事項要求 397人 <sup>(※2)</sup> +事項要求	2,397人 <sup>(※1)</sup> +744人 397人 <sup>(※2)</sup> +744人	100.0% <sup>(※1)</sup> 100.0% <sup>(※2)</sup>	△3,615人 <sup>(※1)</sup> △1,615人 <sup>(※2)</sup>	<少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備> 小学校35人学級を段階的に実施(R3年度は小2) <加配定数改善> 義務教育9年間を見通した指導体制への支援 <基礎定数化の着実な推進>	小:35人 中:40人
R4'	6,135人	4,690人 <sup>(※3)</sup> 4,410人 <sup>(※4)</sup>	76.4% <sup>(※3)</sup> 71.9% <sup>(※4)</sup>	△6,912人	<加配定数改善> 小学校高学年における教科担任制の推進、学校における働き方や複雑化・困難化する教育課題への対応 <少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備> 小学校35人学級を段階的に実施(R4年度は小3) <基礎定数化の着実な推進>	↓
R5'	5,158人	4,808人 <sup>(※5)</sup> 4,458人 <sup>(※6)</sup>	93.2% <sup>(※5)</sup> 86.4% <sup>(※6)</sup>	△6,132人	<加配定数改善> 小学校高学年における教科担任制の推進、学校における働き方や複雑化・困難化する教育課題への対応 <少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備> 小学校35人学級を段階的に実施(R5年度は小4) <基礎定数化の着実な推進>	

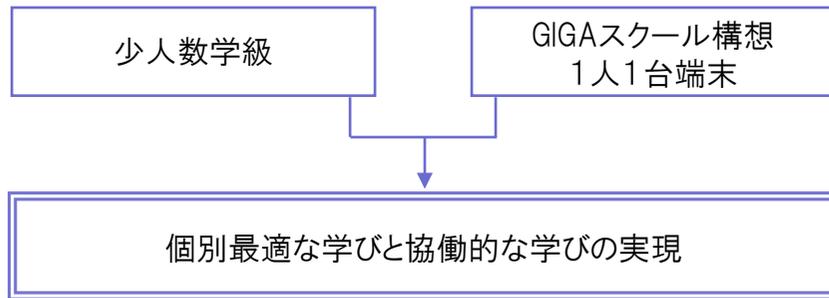
(※1) 配置の見直し2,000人を含む。(※2) 配置の見直し2,000人を除く。  
(※3) 配置の見直し280人を含む。(※4) 配置の見直し280人を除く。  
(※5) 配置の見直し350人を含む。(※6) 配置の見直し350人を除く。

## 2. 少人数学級の計画的な整備について

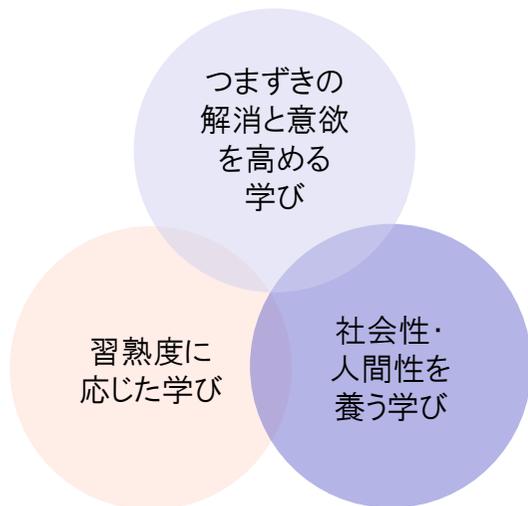
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1)学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2)少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3)その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

# 少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究

## 実証研究の背景

- ✓ 令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布。令和3年度から7年度にかけて、公立小学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げ。
- ✓ 同改正法の附則において、法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされている。

令和4年度から7年度にかけて、**少人数学級及び外部人材活用が児童生徒の学力や社会情動的スキル等に与える効果や教員に与える影響等について実証的な調査研究**を行い、今後の学校における望ましい指導体制の在り方について検討する。

## 調査・分析の考え方

- ①少人数学級の効果、②外部人材活用の効果、それぞれについて、以下のポイントを重視しつつ、一体的に効果検証を実施。
- ✓学力に加え、社会情動的スキルや学校適応感などに係る**多角的な影響を検証**。その際、心理学に係る専門的な知見を用いた体系的な調査分析を実施。
  - ✓児童生徒への影響のみならず、**その過程にある教員への影響（働き方改革や精神的健康等）**などに係る分析も実施。
  - ✓**教員による指導方法の工夫の視点**を取り入れた分析。
  - ✓**有識者による研究チームの下**、分析を実施。

## 調査手法

- 【学力】  
地方自治体独自の学力調査結果を活用
- 【社会情動的スキルや教員関係】  
文部科学省で作成の質問紙を実施（児童生徒、教員、保護者、学校、教育委員会）

## 調査対象

政令市や中核市を含む一定数の地方自治体

## [実施スケジュール]

R 3 ※小2が35人学級へ	R 4 ※小3が35人学級へ	R 5 ※小4が35人学級へ	R 6 ※小5が35人学級へ	R 7 ※小6が35人学級へ
調査設計・準備	実証研究	中間とりまとめ		最終とりまとめ

注) 外部人材については、学校教育法施行規則に位置づけがあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教員業務支援員、特別支援教育支援員、情報通信技術支援員のほか、学習指導員を想定。

# 各自治体における少人数学級の取組状況（令和5年度）

- 多くの都道府県において、独自の少人数学級の取組が行われている。
- 中学校については第1学年において取組が進んでいる。

## 少人数学級を実施している都道府県・指定都市（67自治体）

学年区分 \ 編制人員	30人以下	31～34人	35人	36～39人	純計
小学校 1 学年	18	4	/		22
2 学年	15	5			20
3 学年	8	4			12
4 学年	6	4			10
5 学年	4	3	46	4	55
6 学年	4	3	41	4	51
<b>小学校純計</b>	<b>20</b>	<b>6</b>	<b>47</b>	<b>4</b>	<b>59</b>
中学校 1 学年	4	4	52	4	64
2 学年	2	4	36	4	46
3 学年	3	3	35	4	45
<b>中学校純計</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>53</b>	<b>7</b>	<b>64</b>
<b>小・中学校純計</b>	<b>20</b>	<b>8</b>	<b>57</b>	<b>8</b>	<b>65</b>

### 【留意事項】

- 学級編制基準の弾力的運用について、小学校1～4学年において35人未満、小学校5学年～中学校3学年において40人未満の学級編制を認めている状況を集計している。
- 同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。
- 「純計」は、縦の区分（編制人員）又は横の区分（学年区分）で複数該当している都道府県市数を除いた数である。
- 左の表には、児童生徒の実態に応じて一部の学校を対象とする場合を含む。

### 3. 小学校高学年における教科担任制について

# 小学校高学年における教科担任制の推進 ～義務教育9年間を見通した指導体制の構築～

## 中央教育審議会答申における考え方（※1）

※1 令和3年1月26日 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）～

- 義務教育9年間を見通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的な検討が求められる中、学習が高度化する小学校高学年では、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
- また、GIGAスクール構想などICTの効果的な活用とあいまって、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要。
- さらに、教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資する。

➡ これらを踏まえ、**小学校高学年からの教科担任制を令和4年度を目途に本格的に導入する必要。**

## 有識者会議報告の概要（※2）

※2 令和3年7月 義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）

- 中教審での審議を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような**定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図る**ことを中心に考えるべき。
- 教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、**外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当。**
- 学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、**学級担任間の授業交換や小規模校間における小小・小中連携、義務教育学校化を促すことなどにより対応**することも考えられる。

令和5年度予算において、小学校高学年教科担任制の推進に必要な**950人の加配定数の改善**を計上。令和4年度から**4年程度をかけて**段階的に取組を推進し、**定数改善の総数は3,800人程度**を見込む。

従前の指導体制		令和4年度～令和7年度		期待される効果									
中学校	<b>教科担任制</b> （週当たりの平均担当 持ちコマ数：18.0コマ）（※3）	中学校	<b>教科担任制</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教材研究の深化、専門性を持つ教師の熟練した指導による<b>授業の質向上</b></li> <li>○ <b>小・中学校間の円滑な接続</b>（中1ギャップの解消等）</li> <li>○ 複数の教師による<b>多面的な児童理解</b></li> <li>○ 教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化等による<b>教師の負担軽減</b> など</li> </ul> 定数措置を講じることに加え、学級担任間の授業交換や小小連携、小中連携との組合せ等による教科担任制が効果的に機能するよう、 <b>管理職が各教育委員会と連携しながらマネジメント力を発揮することが重要。</b>								
小学校	<table border="1"> <tr> <td>高学年</td> <td> <b>専科指導</b>（※4）                              音楽55.6%（6年）                              家庭35.7%（6年）                              図工21.0%（6年）                         </td> </tr> <tr> <td>中学年</td> <td rowspan="2"> <b>学級担任制</b>                              （週当たりの平均担当                              持ちコマ数：<b>24.6コマ</b>）（※3）                         </td> </tr> <tr> <td>低学年</td> </tr> </table>	高学年	<b>専科指導</b> （※4） 音楽55.6%（6年） 家庭35.7%（6年） 図工21.0%（6年）	中学年		<b>学級担任制</b> （週当たりの平均担当 持ちコマ数： <b>24.6コマ</b> ）（※3）	低学年	小学校	<table border="1"> <tr> <td>高学年</td> <td rowspan="2"> <b>学級担任制×教科担任制</b> </td> </tr> <tr> <td>中学年</td> </tr> <tr> <td>低学年</td> <td> <b>学級担任制</b> </td> </tr> </table> <p>（既存の定数措置も合わせ、令和7年度には小学校高学年学級担任の持ちコマ数は、<b>計算上週当たり21コマ程度</b>になる見込み。）</p>	高学年	<b>学級担任制×教科担任制</b>	中学年	低学年
高学年	<b>専科指導</b> （※4） 音楽55.6%（6年） 家庭35.7%（6年） 図工21.0%（6年）												
中学年	<b>学級担任制</b> （週当たりの平均担当 持ちコマ数： <b>24.6コマ</b> ）（※3）												
低学年													
高学年	<b>学級担任制×教科担任制</b>												
中学年													
低学年	<b>学級担任制</b>												
				<b>今後の対応・検討</b>									
				（専科指導の専門性の担保） ○ 小学校教諭と中学校教諭の両免併有の促進 ・ 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大 ・ 教職資格認定試験における中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除 等 （教科担任制の効果的な運用の促進） ・ 教科担任制を小学校教育の活性化に繋げている好事例を収集し、全国の教育委員会や学校に横展開。									

※3（出典）令和元年度 学校教員統計調査  
 ※4（出典）平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査

# 小学校等における教科等の担任制の実施状況【令和4年度計画】

	国語 (書写を除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動 ・外国語
第1学年	1.6% (1.1%)	11.5% (6.6%)		2.9% (1.5%)	1.6% (0.8%)		17.4% (12.2%)	7.1% (4.3%)		10.6% (6.1%)	
第2学年	2.7% (2.3%)	20.8% (13.5%)		4.0% (2.5%)	3.3% (1.6%)		27.2% (20.7%)	13.0% (9.8%)		13.3% (7.4%)	
第3学年	2.5% (2.4%)	32.1% (26.8%)	11.1% (6.0%)	7.1% (5.1%)		37.5% (21.6%)	45.0% (40.6%)	21.3% (16.8%)		13.6% (7.7%)	32.3% (11.3%)
第4学年	3.5% (2.5%)	33.6% (29.7%)	14.5% (7.4%)	8.7% (5.9%)		49.4% (32.3%)	50.7% (47.8%)	23.8% (20.4%)		17.6% (8.4%)	34.8% (12.0%)
第5学年	8.1% (3.4%)	30.5% (26.6%)	23.5% (14.5%)	15.6% (7.3%)		62.1% (45.1%)	58.4% (54.0%)	25.5% (20.4%)	40.1% (33.9%)	22.4% (9.9%)	47.8% (18.3%)
第6学年	7.9% (3.5%)	30.1% (26.8%)	23.8% (15.5%)	15.9% (7.2%)		65.4% (47.8%)	59.6% (55.6%)	25.2% (21.0%)	41.9% (35.7%)	21.7% (10.5%)	48.9% (19.3%)

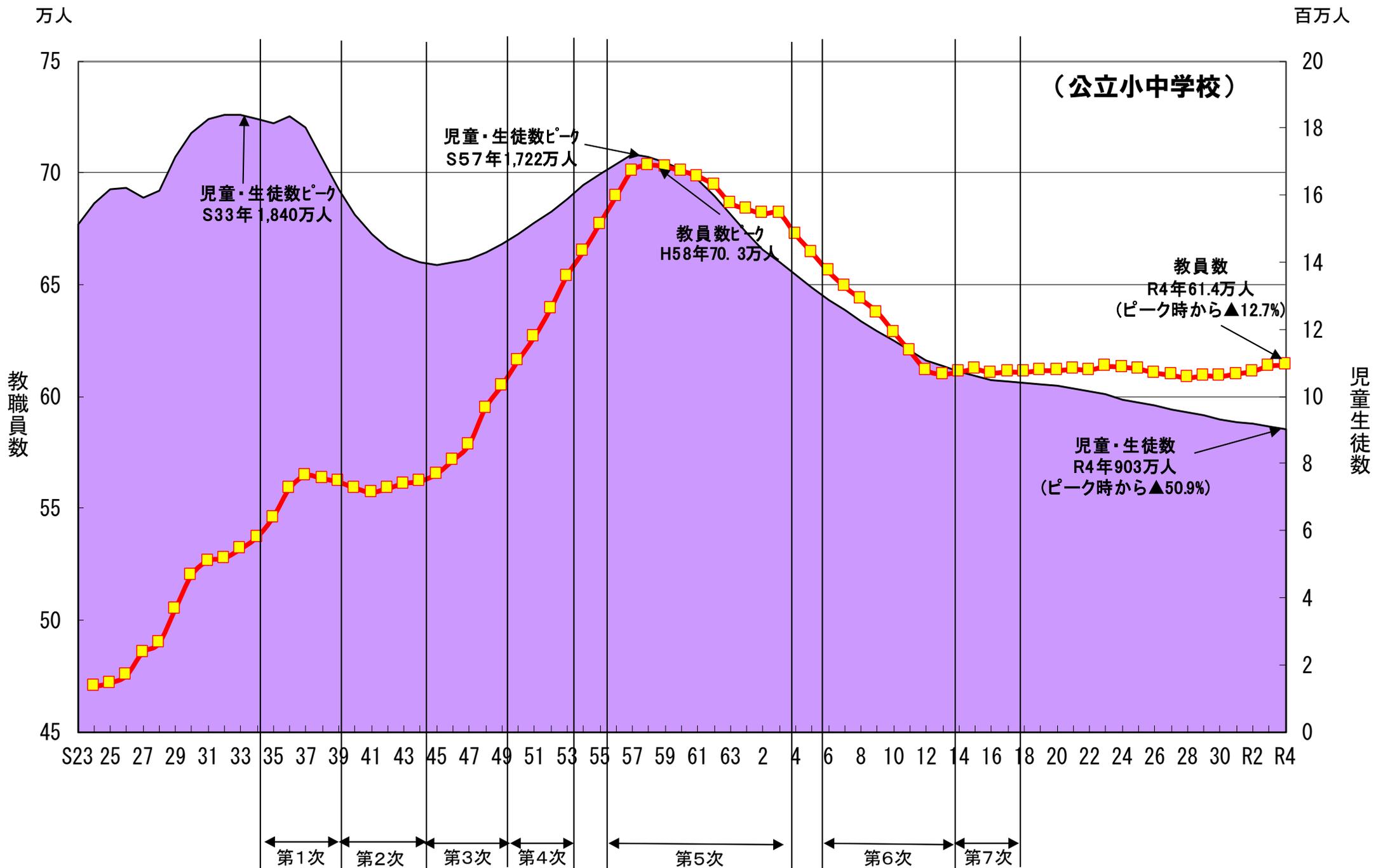
※母数は調査対象である全小学校等の数であり、( )については平成30年度調査の数値。

- \*1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。
- \*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)。
  - ・教員の得意分野を生かして実施するもの。  
(例)あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。
  - ・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。  
(例)地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみ当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。
  - ・非常勤講師が実施するもの。  
(例)音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみ授業を行う場合。
- \*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。
- \*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典:令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

## 4. 児童生徒数・学級数等の状況について

# 教員数及び児童生徒数の推移

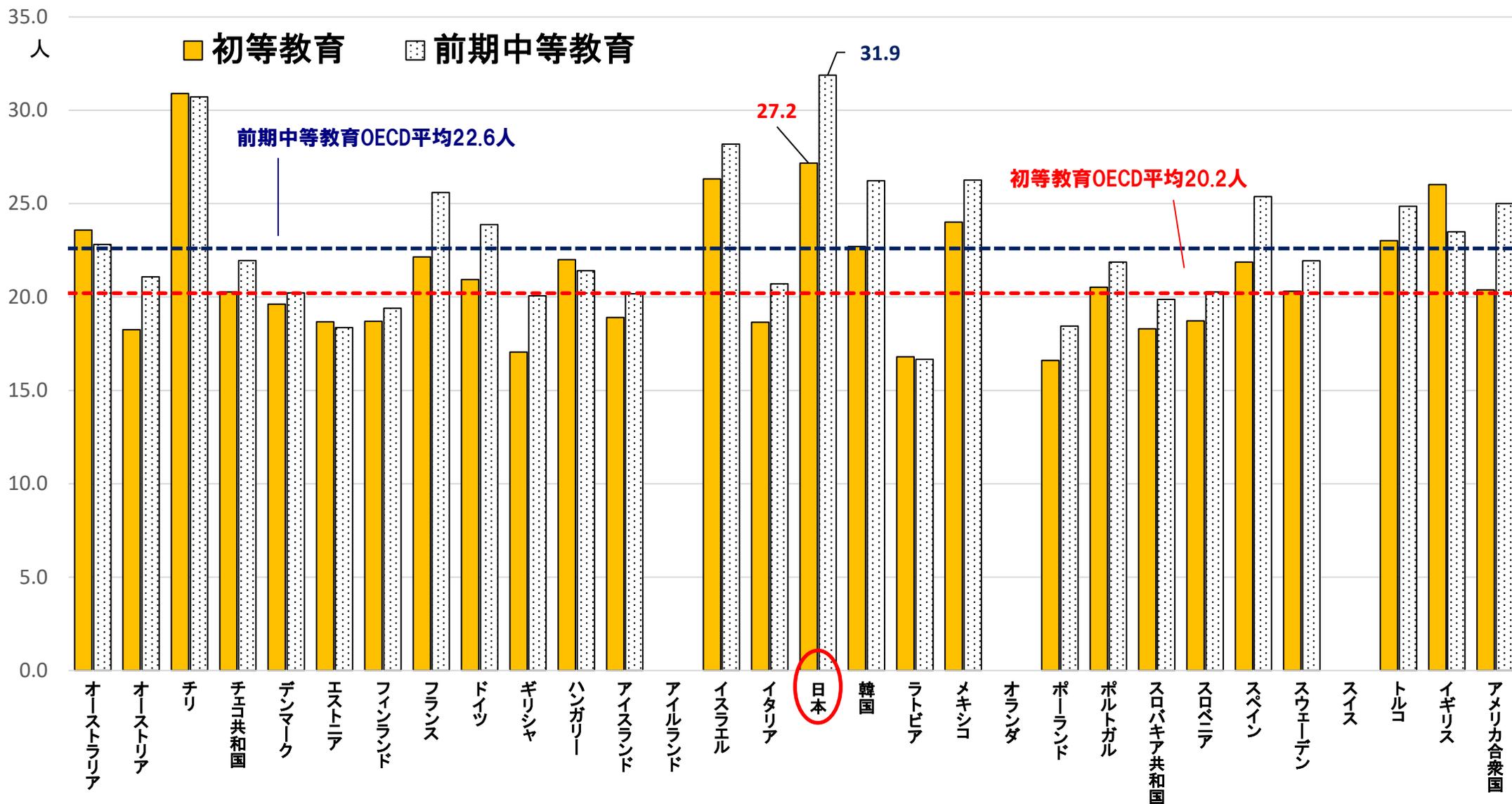


# 学級規模の基準（公立）〔国際比較〕

	学校種	学級編制基準
アメリカ (ケンタッキー州の場合)	初等・中等学校 ※初等学校、中等学校の在学年数は州によって異なる	就学前教育～第3学年 24人(上限) 第4学年 28人(上限) 第5～6学年 29人(上限) 第7～12学年 31人(上限)
イギリス	初等学校 中等学校	第1-2学年 30人(上限) 第3-6学年 なし なし
フランス	小学校 中等学校	なし(学級編制基準は大学区国民教育事務局長(県レベルの国民教育省の出先機関)が毎年決定することとされており、全国的な編制基準は設けられていない。) なし(学級編制は各校の権限とされており、全国的な編制基準は設けられていない。)
ドイツ (ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合)	初等教育 基礎学校 第1～4学年  前期中等教育 ハウプトシューレ 第5～10学年 ギムナジウム 第5～10学年 中等学校 第5～9学年	〔児童数〕 ～29人 30～56人 57～81人 82～104人 105～125人 126～150人  〔標準人数〕 24人 27人 25人  〔編制すべき学級数〕 1学級 2学級 3学級 4学級 5学級 6学級  〔範囲〕 18～30人 25～29人 20～29人
中国	小学校 中等学校 前期(初級中学) 後期(高級中学)	(標準人数) 都市部:40～45人 農村部:適宜設定 45～50人 45～50人 (上記の数値を参考に、省、自治区、直轄市が定める)
韓国	初等学校・中学校・高等学校	なし(学級編制基準は、広域市・道教育長の長である教育監が決定する。)
日本	小学校 中学校・高校	35人(上限)※R3年度から学年進行で段階的に実施。 40人(上限)

# 一学級当たり児童生徒数 [国際比較]

日本の学校における平均学級規模は、OECD平均よりも大きく、もっとも学級規模の大きい国の一つ。  
 (初等教育27.2人(OECD平均20.2人)、前期中等教育31.9人(OECD平均22.6人))

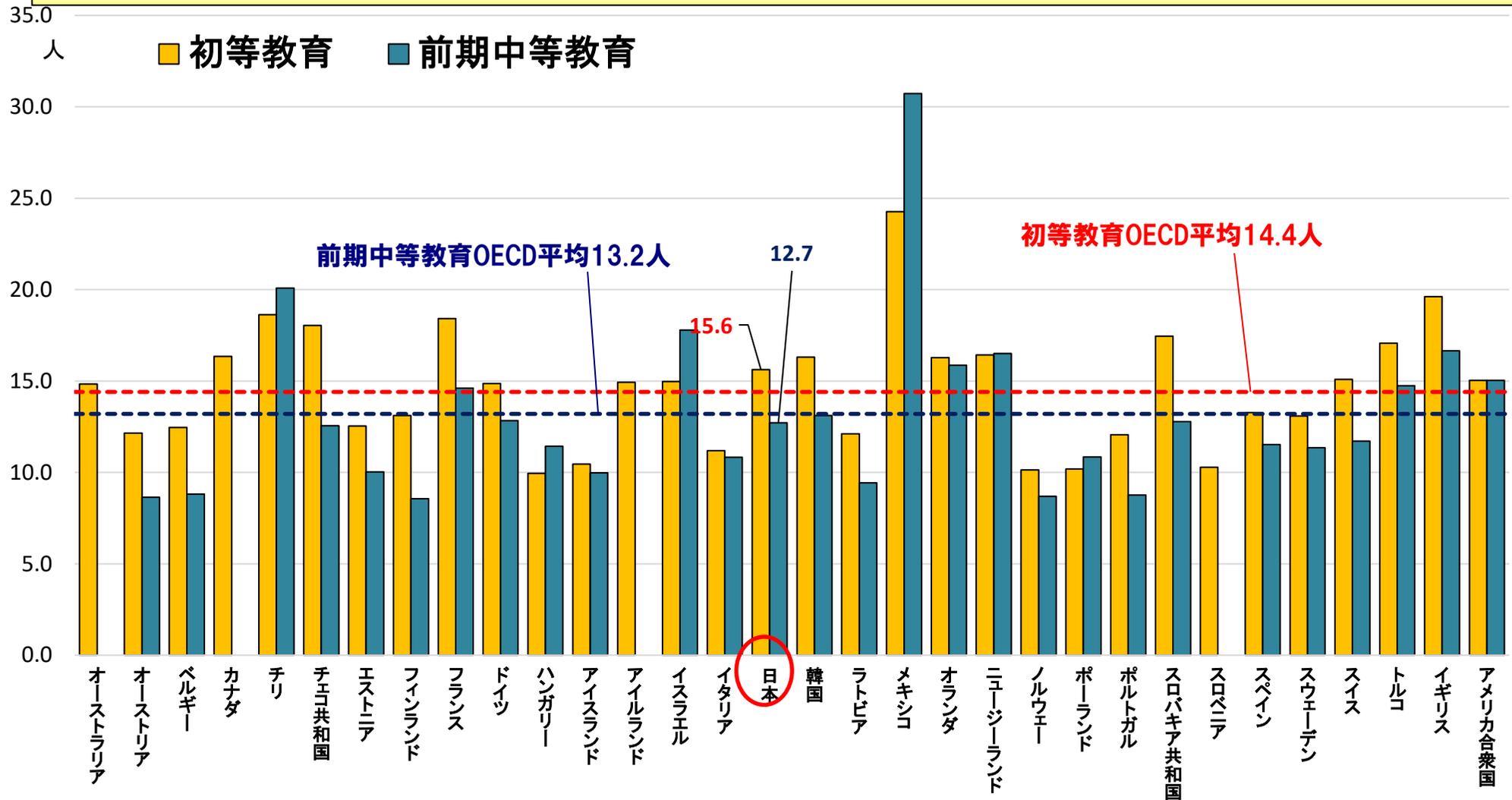


- 本グラフの数値は、OECDが公表している数値を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。
- 参照年は2020年(日本の参照年度は2019年度)。
- 日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる

(出典)OECD stat.

# 教員一人当たり児童生徒数 [国際比較]

日本の学校における教員1人に対する児童生徒の数は、初等教育ではOECD平均より大きく、前期中等教育段階ではOECD平均よりやや低い。  
 (初等教育15.6人(OECD平均14.4人)、前期中等教育12.7人(OECD平均13.2人))



(注)

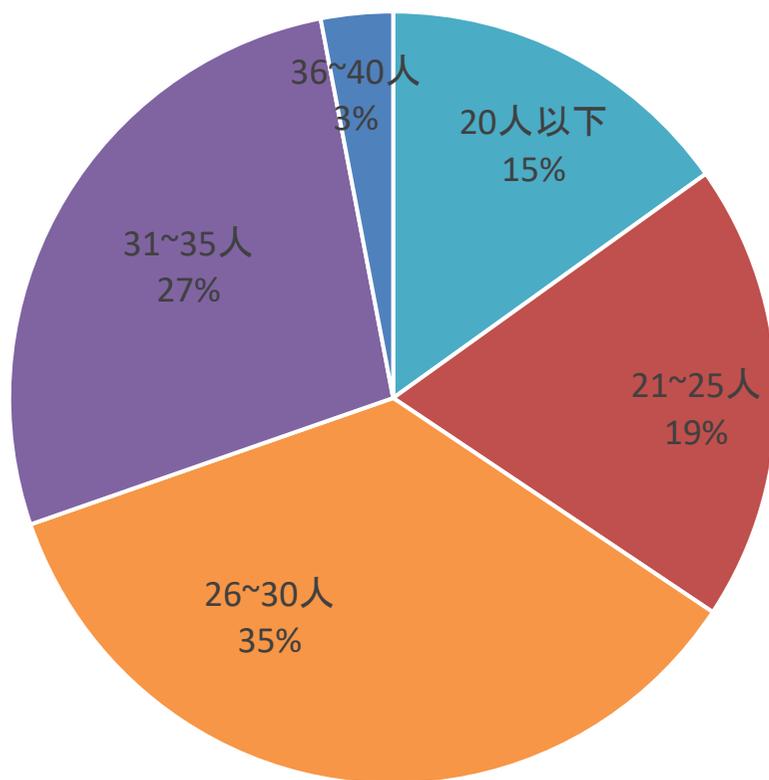
- 本グラフの数値は、OECDが公表している数値を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。
- 参照年は2020年(日本の参照年度は2019年度)。

(出典)OECD stat.

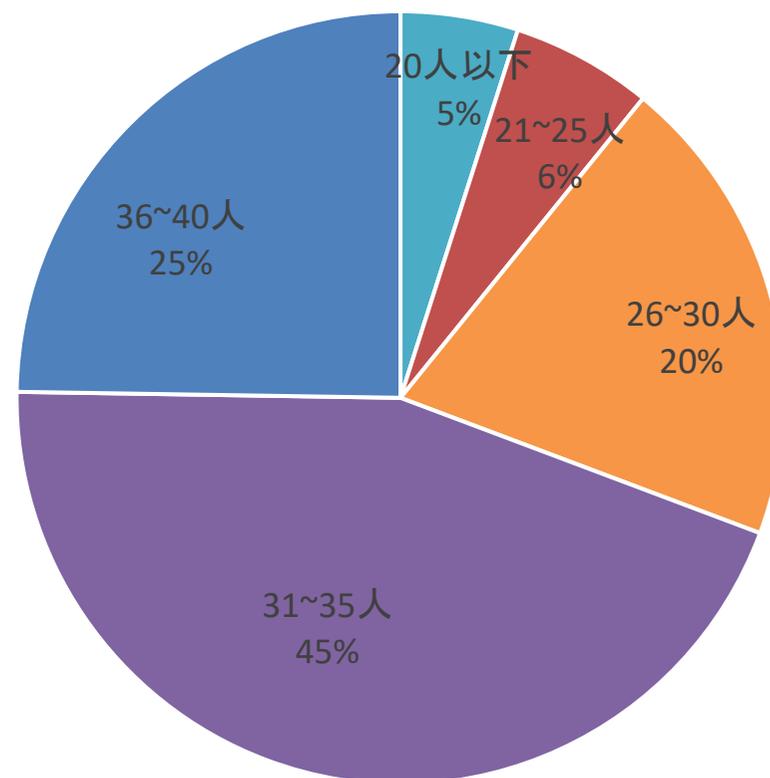
## 学級規模別学級数の割合（令和5年度）

- 平均学級規模は、小学校で1学級当たり26.7人、中学校で31.8人となっている（公立学校、単式学級）。

小学校

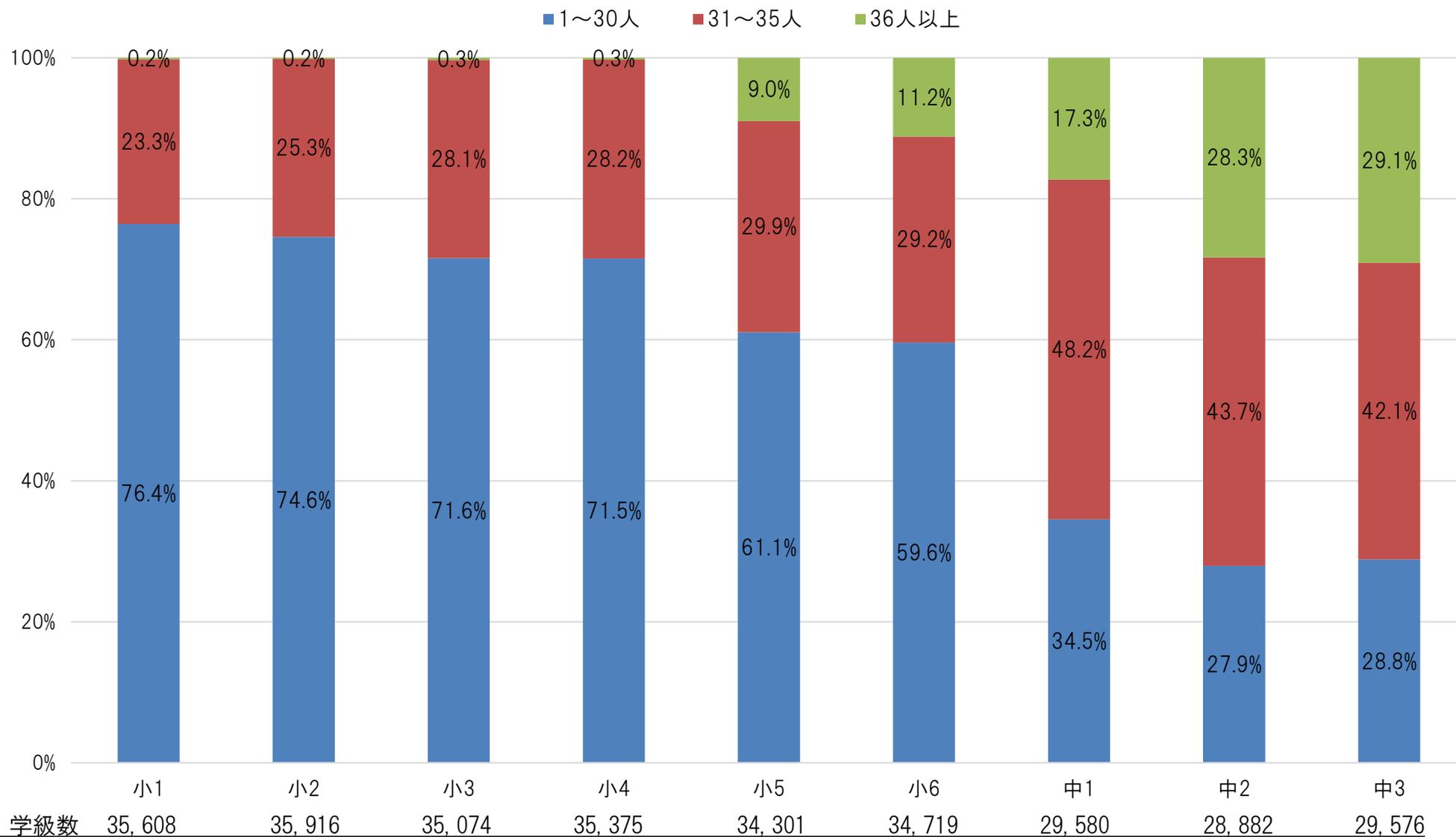


中学校



# 学年別収容人員別学級数の割合【単式】（令和5年度）

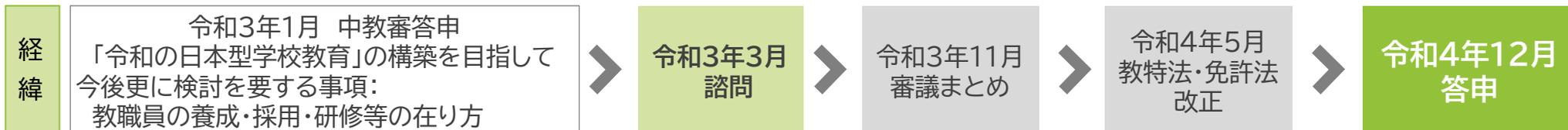
- 小学校では約3.5%が36人以上学級、約30%が31人以上学級である。
- 中学校では約25%が36人以上学級、約70%が31人以上学級である。



## 5. 教職員の採用・任用・充足状況について

# 中央教育審議会答申 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～ のポイント



子供たちと社会の変化	
<ul style="list-style-type: none"> <li>教師の長時間勤務</li> <li>Society5.0/高校「情報I」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供たちの多様化</li> <li>臨任等の「教師不足」</li> </ul>

これまでの主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> <li>新学習指導要領の実施</li> <li>GIGAスクール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員定数の改善</li> <li>学校の働き方改革等</li> </ul>

## 教師の養成・採用・研修の制度及び現状

- 養成**
- 教員養成学部・学科のほか中・高・特支等は他学科でも教職課程が開設可能
- 国立教員養成大学・学部数は45、定員は11,021人、教員就職率は66.9%
  - 小学校の教職課程を有する私立大学は10年で3割増
- 採用**
- 公立は、任命権者たる教育委員会が採用(小中は都道府県・政令市)
- 採用倍率低下(大量退職・特別支援学級の急増を反映した採用増、既卒受験者減少)
  - ただし、小学校の新卒受験者数は微増。中学・高校は減少。
  - 年齢構成は地域・学校種で大きな違い。(例:小学校では、関東・近畿は若年層が多く、東北・九州などは50代が多い。)

校種		平成24年度	令和4年度
小	受験者総数(うち新卒)	55,600人 (17,001人)	40,636人 (17,484人)
	倍率	4.4倍	2.5倍
中・高	受験者総数(うち新卒)	94,003人 (28,209人)	66,578人 (22,157人)
	中学倍率	7.7倍	4.7倍
	高校倍率	7.3倍	5.4倍

- 免許**
- 原則、都道府県教育委員会が授与
- 普通免許状は、中高で減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加
  - 特別免許状(※)は増加。ただし、令和2年度1年間で237件。英語等に集中
- ※教科の専門的な知識経験・技能と社会的信望・熱意と識見を有する者に授与。昭和63年創設。

免許状種別	校種	平成22年度		令和2年度
普通免許状	小学校	27,470件	➡	28,187件
	中学校	53,274件	⬇	44,297件
	高校	68,838件	⬇	52,629件
	特別支援学校	7,928件	↗	12,300件
特別免許状	全体	45件	↗	237件

- 研修**
- 公立は、研修実施者たる教育委員会が実施(小中は都道府県・政令市・中核市)
- 任命権者は、国の指針を参酌し、教員育成指標と体系的な教員研修計画を策定
  - 任命権者と関係大学等で構成される協議会を組織

## 改革の方向性

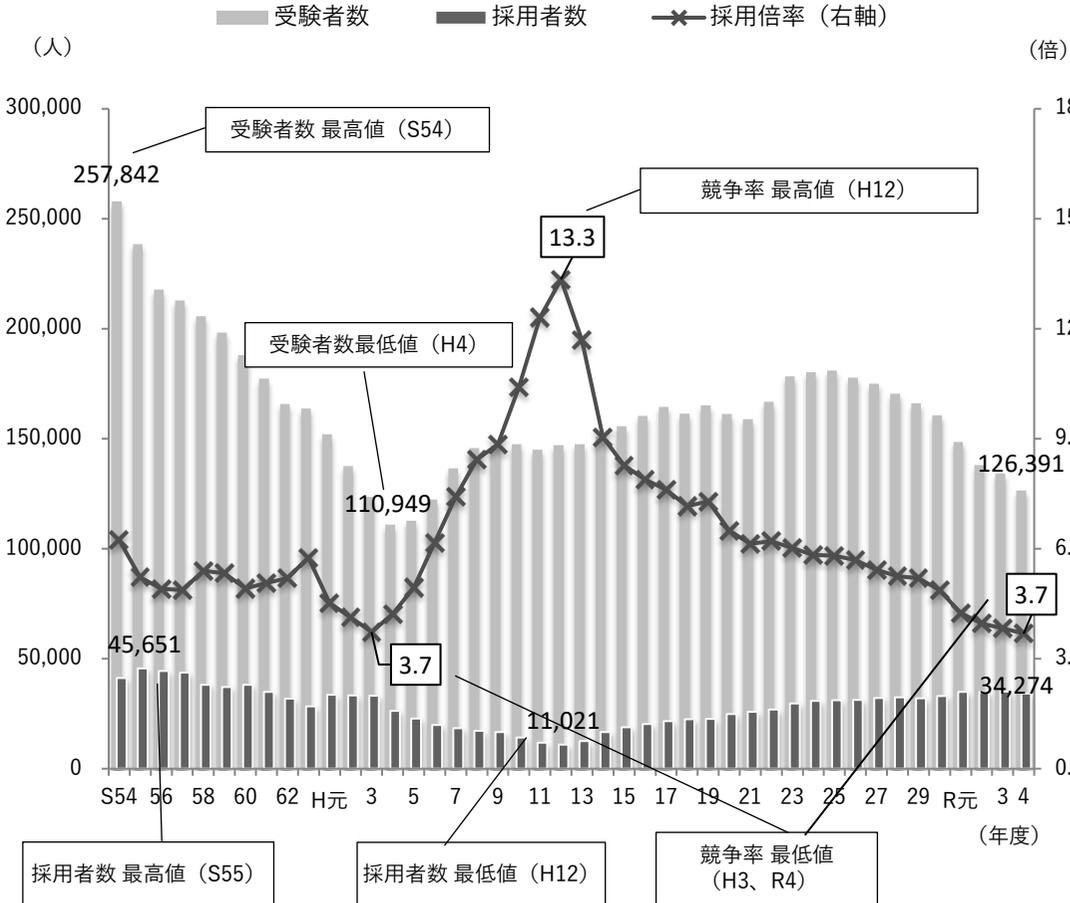
<p>①「新たな教師の学びの姿」の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子供たちの学び(授業観・学習観)とともに<b>教師自身の学び(研修観)を転換</b></li> <li>• 「理論と実践の往還」の実現</li> </ul>	<p>②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>教師一人一人の専門性向上と、多様な専門性・背景を有する人材の組織内への取り込み</b></li> <li>• 心理的安全性の確保</li> <li>• 「学校の働き方改革」の推進</li> </ul>	<p>③教職志望者の多様化等を踏まえた育成・安定的確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 多様な教職志望者に対応した<b>教職課程の柔軟化</b></li> <li>• 入職後のライフサイクルの変化を踏まえた採用・配置等の工夫</li> </ul>
---	---	--

<h3>1. 教師に求められる資質能力</h3>	<h3>3. 教員免許の在り方</h3>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ①教職に必要な素養 ②学習指導 ③生徒指導 ④特別支援 ⑤ICT、情報・教育データの利活用、に再整理</li> <li>● 理論と実践の往還を重視した教職課程への転換(「<b>教育実習</b>」の柔軟化、<b>学校体験活動の積極活用</b>など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教員免許更新制の発展的解消と、<b>改正教育公務員特例法</b>による「<b>新たな教師の学びの姿</b>」の実現。</li> <li>● 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定</li> <li>● 小学校教諭と中学校教諭の両免併有の促進</li> </ul>
<h3>2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成</h3>	<h3>4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方</h3>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>強みや専門性</b>(データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚など)を身に付ける活動との両立のための、<b>特例的な教職課程の開設</b></li> <li>● <b>小学校専科指導</b>に対応した<b>特例的な教職課程の開設</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学部と教職大学院との<b>連携・接続の強化・実質化</b></li> <li>● 教育委員会との連携強化、<b>人材育成の好循環</b></li> <li>● <b>教員就職率の向上</b>、組織体制の見直し</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教員採用の在り方検討(<b>早期化・複線化</b>など)</li> <li>● 多様な専門性を有する人材の積極的な取り込み(<b>特別免許状の運用見直し</b>、<b>教員資格認定試験の拡大</b>)</li> <li>● 校長等、学校管理職の資質能力の育成・研修</li> </ul>	<h3>5. 教師を支える環境整備</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>研修高度化</b>、学びの振り返りを支援する仕組みの構築</li> <li>● 教師を支える環境整備(<b>失効・休眠免許保持者の円滑な入職の促進</b>、<b>働き方改革の一層の推進</b>)</li> </ul>

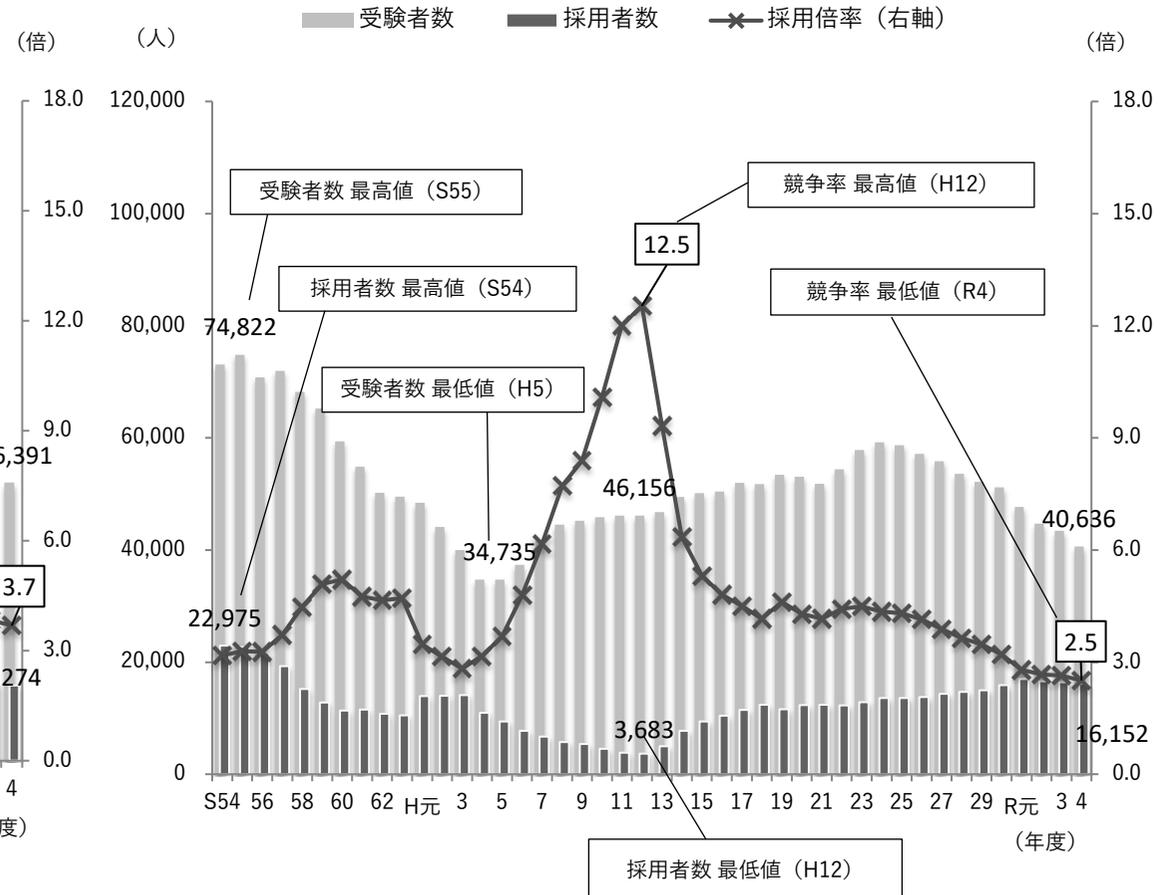
# 公立学校教員採用選考試験の実施状況—総計・小学校

- ✓ 全体の競争率(採用倍率)は、3.7倍(平成3年度と同率で過去最低)で、前年度の3.8倍から減少。  
(注:「全体」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計)
- ✓ 令和4年度(令和3年度実施)における小学校の競争率(採用倍率)は、2.5倍で、前年度の2.6倍から減少(過去最低)
- ✓ 採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度に3,683人であった採用者数が、令和4年度においては16,152人と4倍以上増えた結果として、採用倍率が2.5倍まで低下している。
- ✓ 受験者数は40,636人で、令和3年度に比較して2,812人減少(うち 新卒256人増加、既卒3,068人減少)。

### 総計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



### 小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

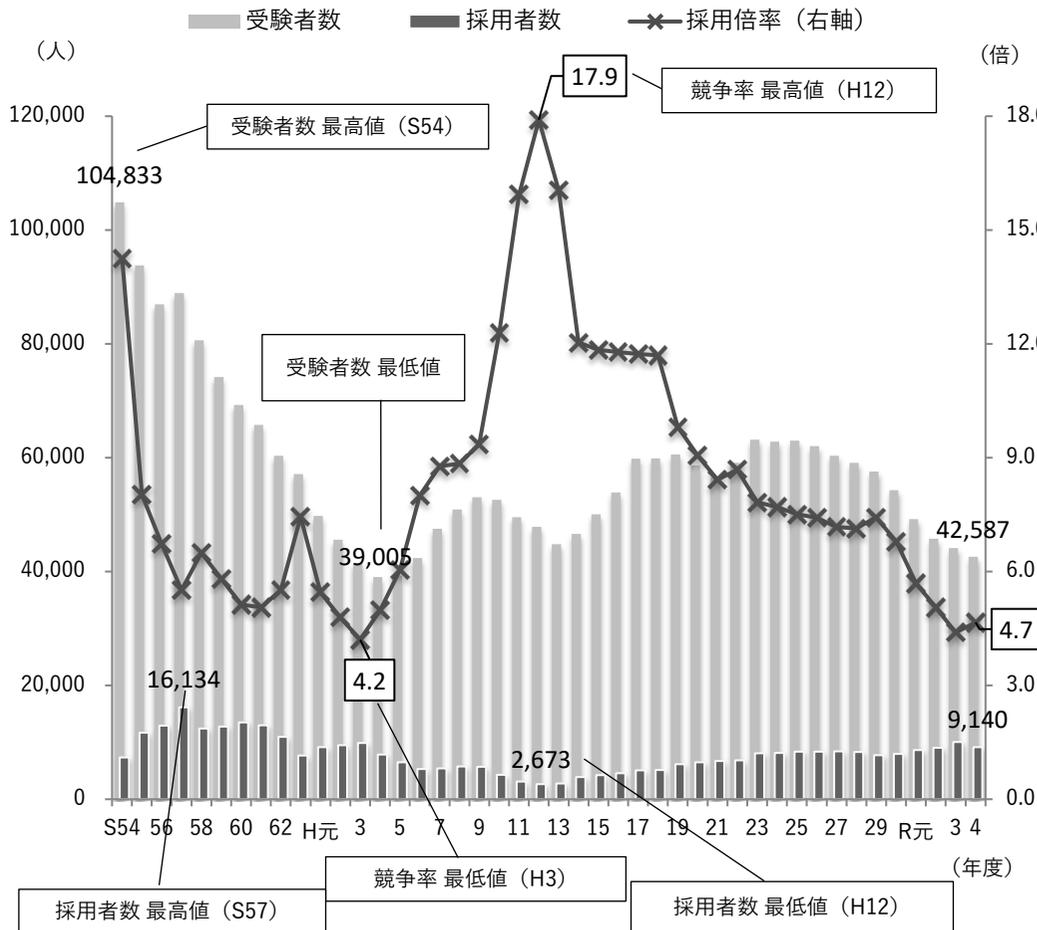


(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

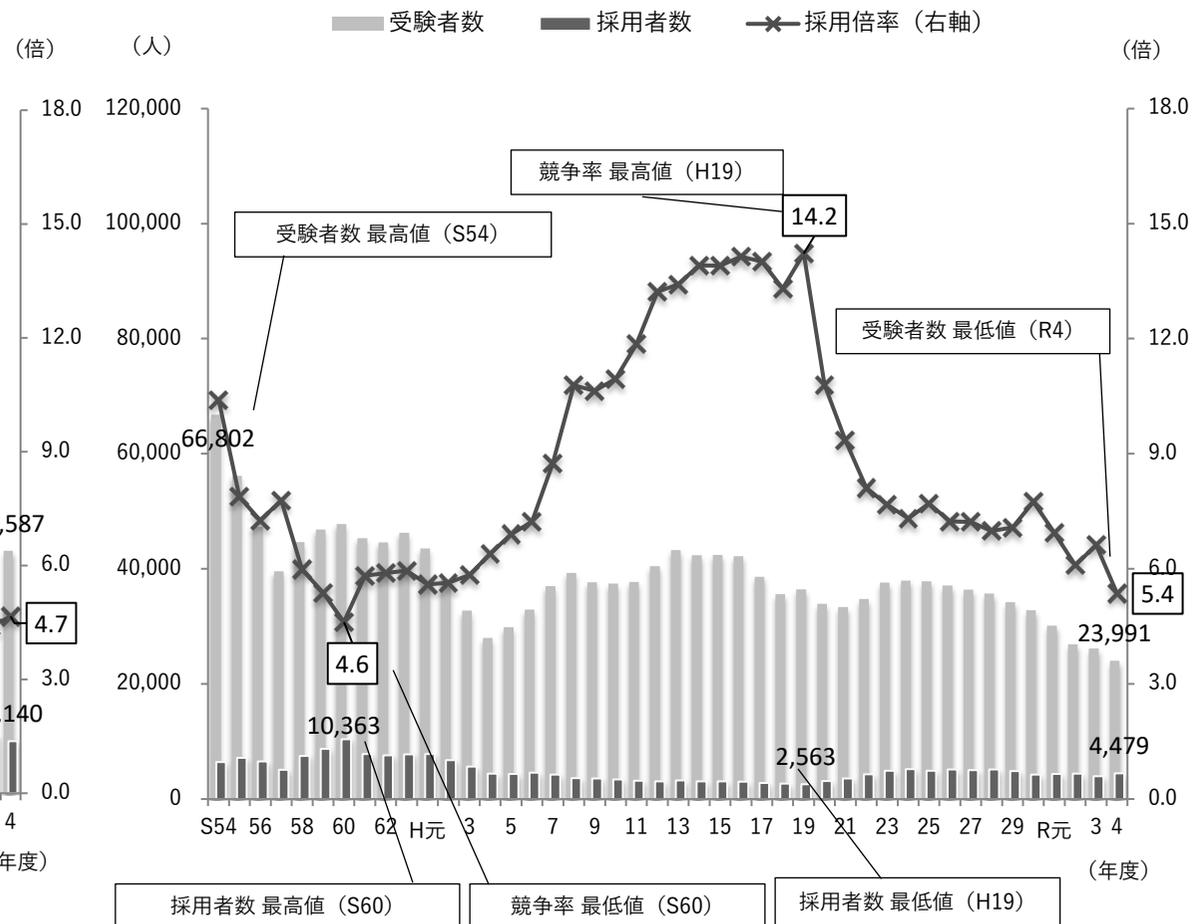
# 公立学校教員採用選考試験の実施状況—中学校・高等学校

- ✓ 令和4年度(令和3年度実施)における中学校の競争率(採用倍率)は、4.7倍で、前年度の4.4倍から増加
  - ・採用者数は、9,140人で、前年度に比較して909人減少
  - ・受験者数は、42,587人で、前年度に比較して1,518人減少(うち 新卒1,196人増加、既卒2,714人減少)
- ✓ 令和4年度(令和3年度実施)における高等学校の競争率(採用倍率)は、5.4倍で、前年度の6.6倍から減少
  - ・採用者数は、4,479人で、前年度に比較して523人増加
  - ・受験者数は、23,991人で、前年度に比較して2,172人減少(うち 新卒324人減少、既卒1,848人減少)

## 中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



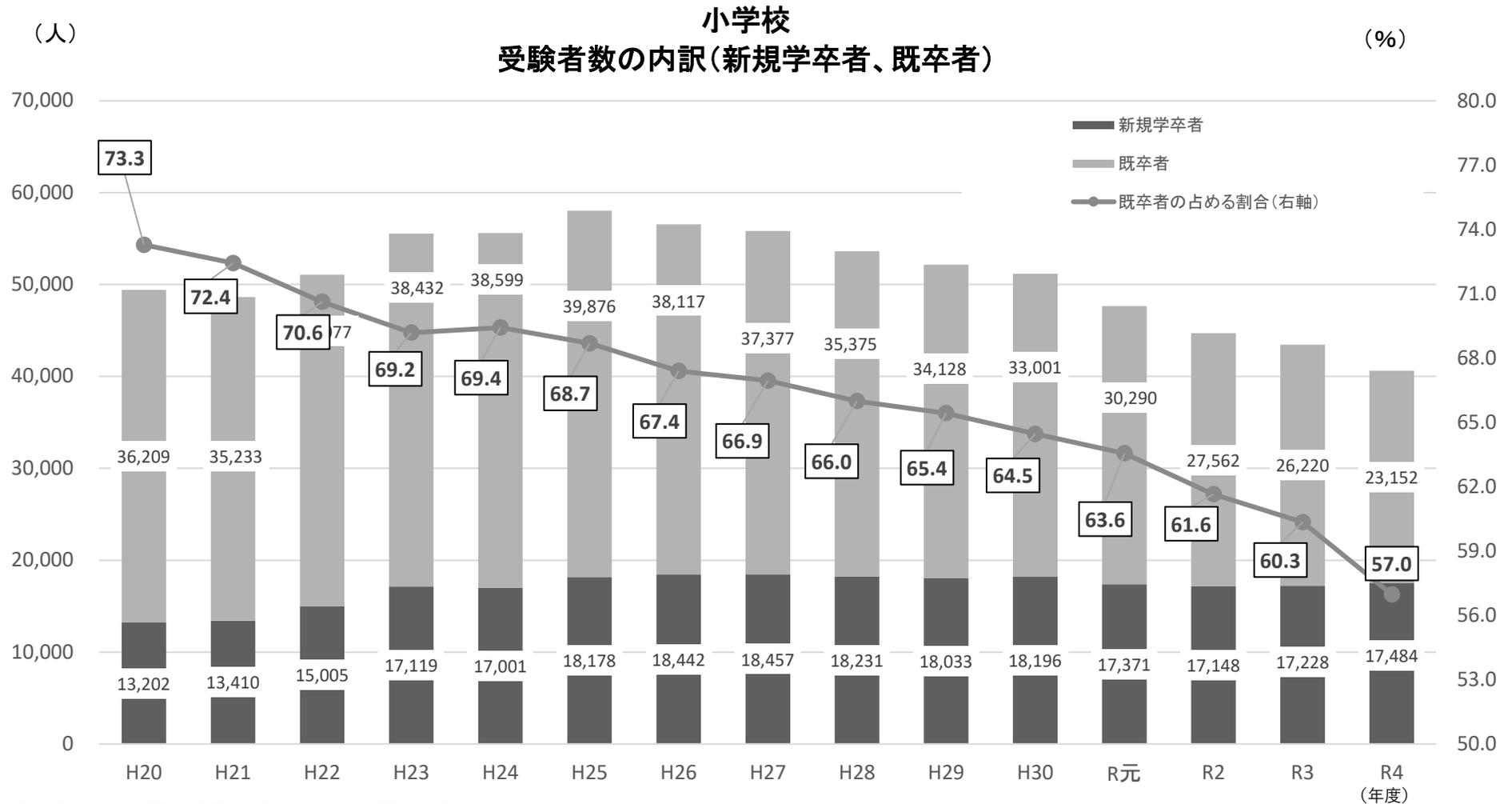
## 高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

# 公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

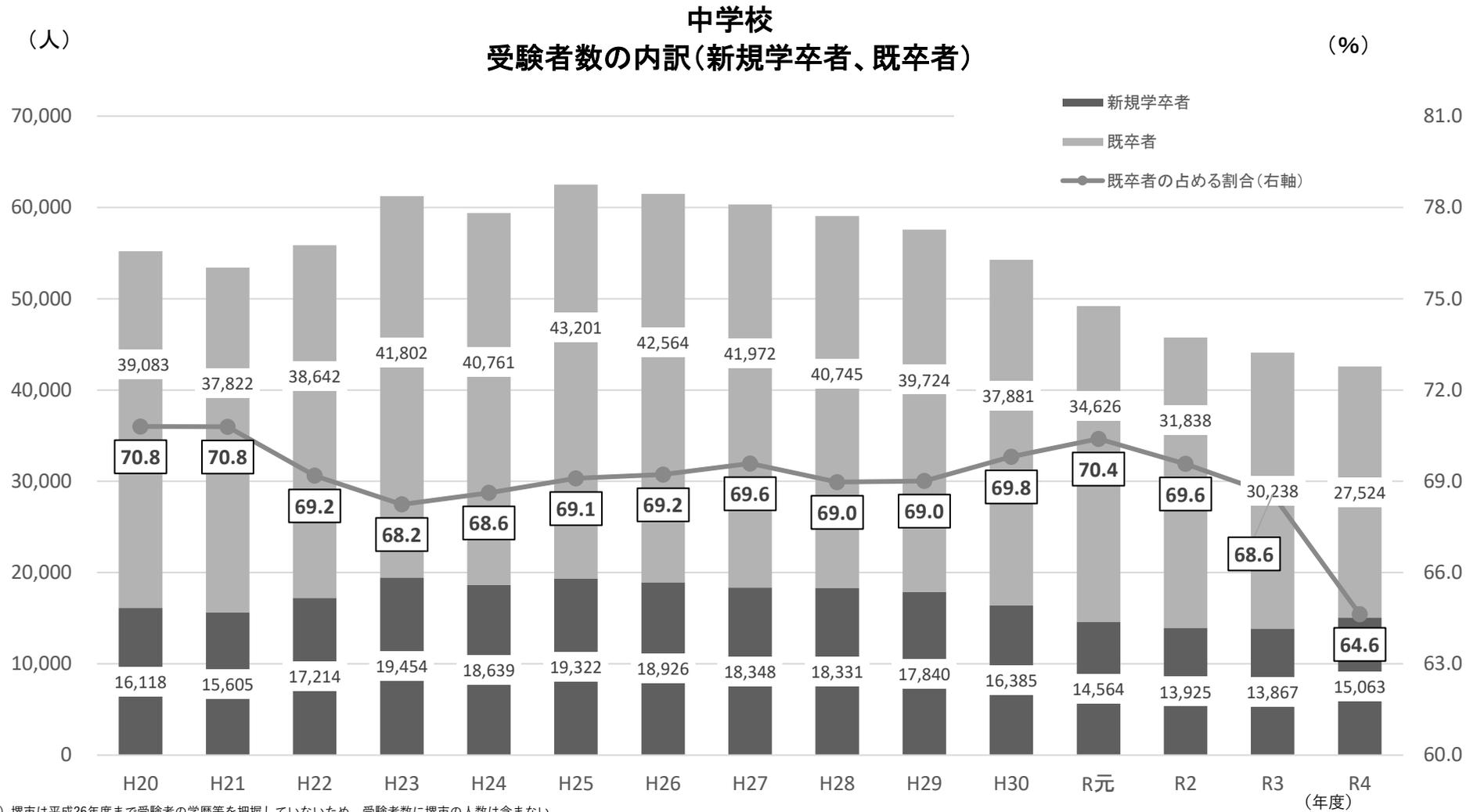
○小学校については昨年度と同様、新規学卒者が増加した一方、既卒の受験者が減少している。



(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない  
 (注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

# 公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

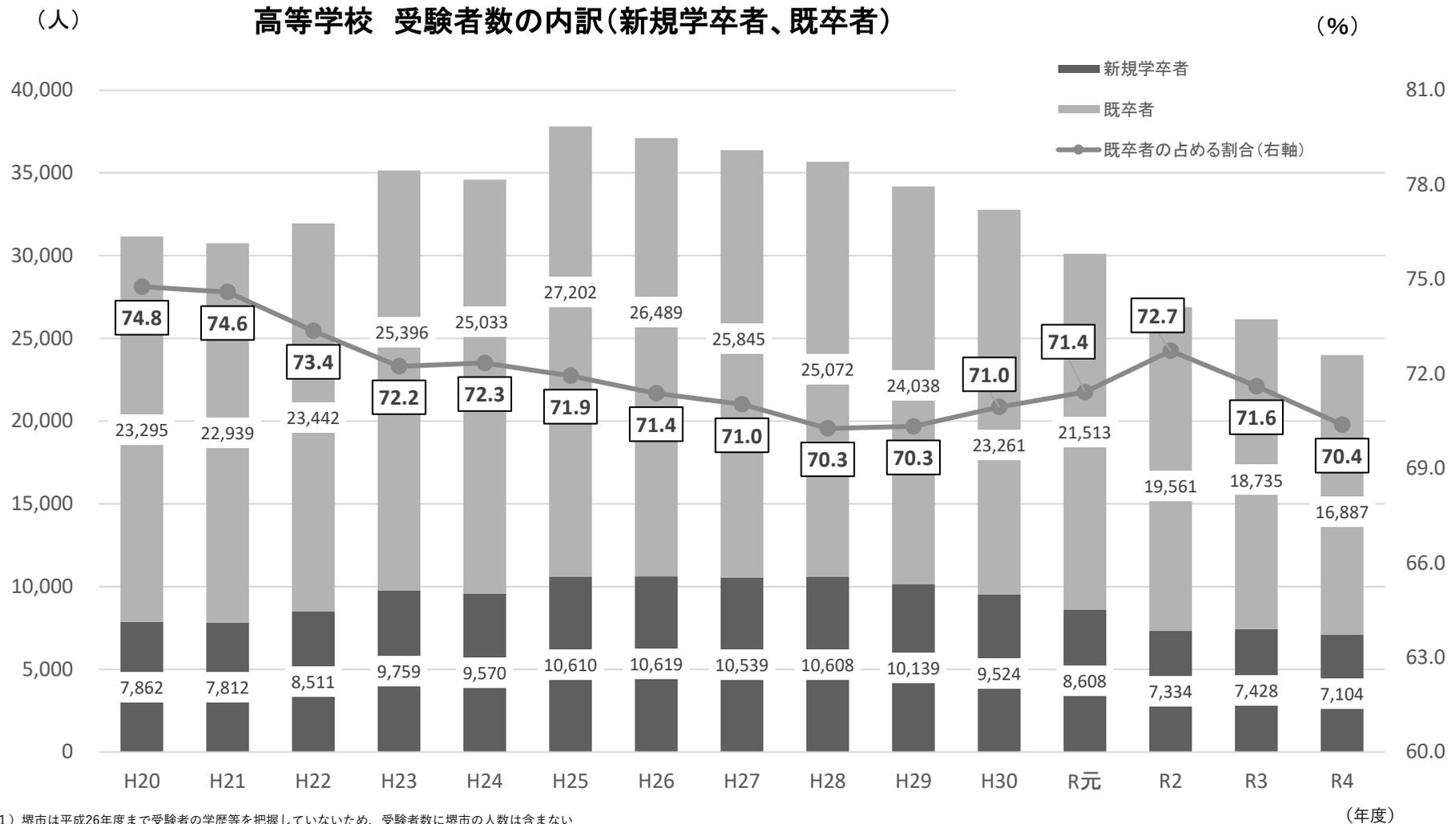
○ 中学校についても新規学卒者が増加したが、既卒者が引き続き減少している。



(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない  
 (注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

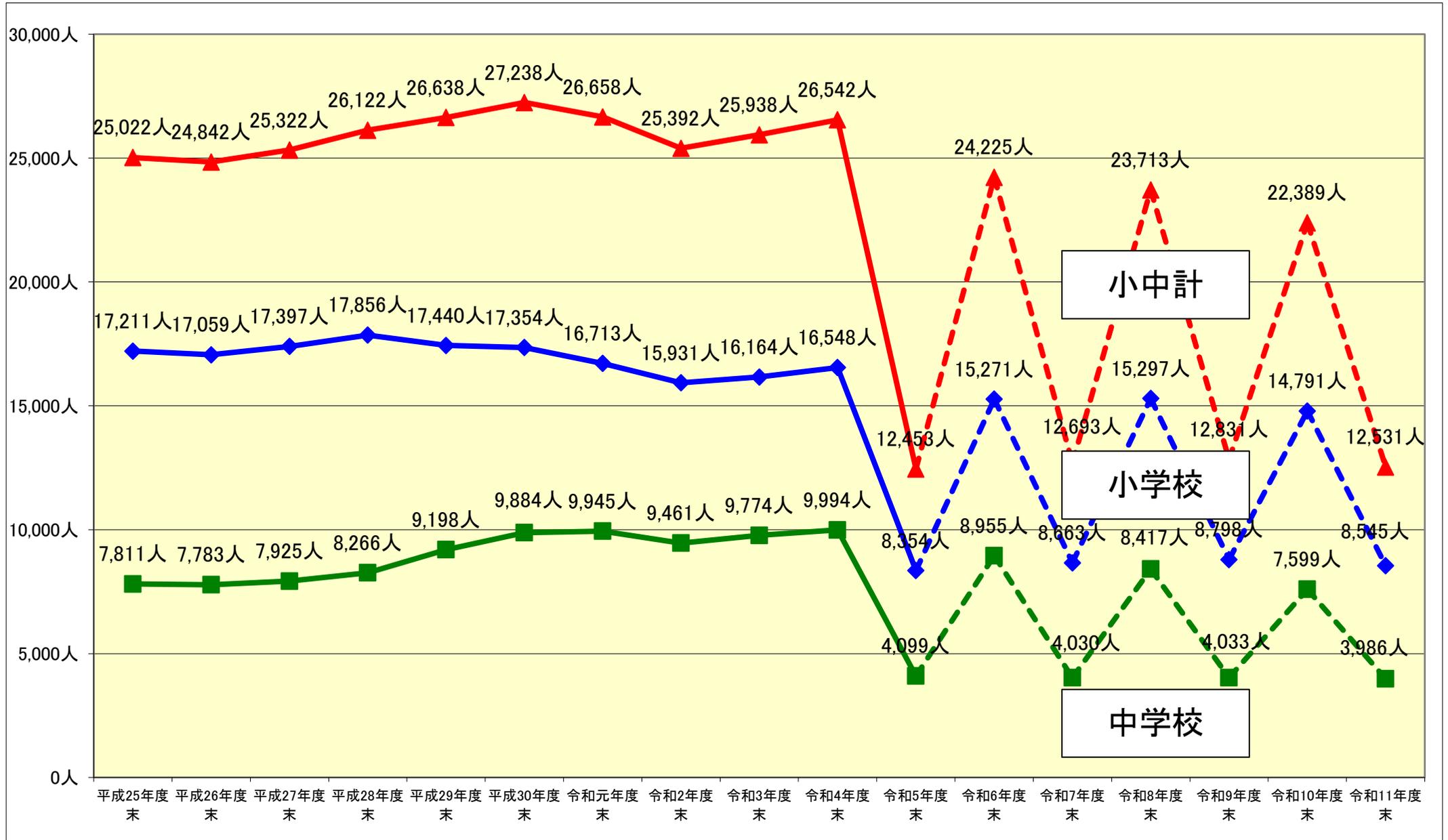
# 公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

○高等学校については新規学卒者・既卒者ともに減少している。



(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない  
 (注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

# 公立小・中学校の退職者数の推移と見通し(平成25年度末～令和11年度末)

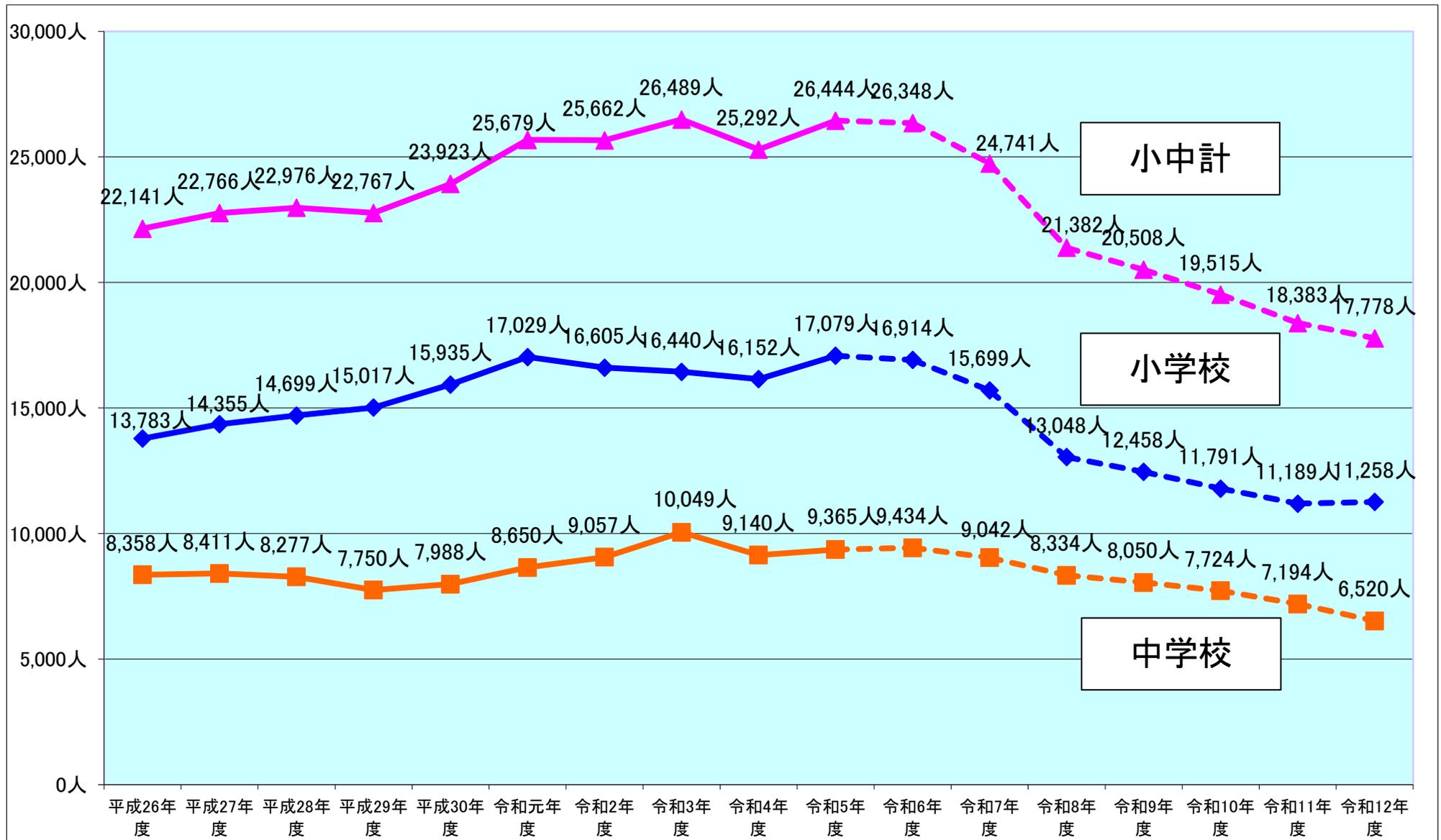


(出典) 令和4年度末までは、都道府県の実績の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)  
 令和5年度末以降は、都道府県の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)  
 ※養護教諭等を除く。

(令和5年度 文部科学省調べ)

# 小・中学校の採用者数の推移と見通し(平成26年度～令和12年度)

※令和5年度までは実績、令和6年度以降は見通し



(令和5年度 文部科学省調べ)

(出典) 令和4年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ)  
 令和5年度以降は、都道府県の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)  
 ※養護教諭等を除く。

# (参考)各都道府県市別の教員採用選考試験の採用倍率

## 令和4年度公立学校教員採用選考試験(令和3年度実施)の実施状況

「計(※)」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計

区分	小学校	中学校	計(※)
北海道	2.3	4.7	3.6(3.7)
青森県	2.0	5.6	4.9(4.6)
岩手県	2.7	4.1	4.0(3.4)
宮城県	2.0	-	3.3(3.1)
秋田県	1.3	2.6	2.7(3.3)
山形県	1.5	3.7	2.6(2.4)
福島県	1.6	5.2	3.7(3.7)
茨城県	2.1	3.3	3.3(2.7)
栃木県	2.8	3.9	3.9(3.8)
群馬県	4.2	4.0	4.7(4.5)
埼玉県	2.2	3.8	3.1(3.9)
千葉県	2.0	-	3.0(3.1)
東京都	-	-	3.7(3.0)
神奈川県	2.7	4.7	4.0(4.4)
新潟県	1.9	4.6	2.8(2.6)
富山県	1.6	-	2.0(2.2)
石川県	2.5	-	3.5(3.5)
福井県	2.8	-	3.5(3.9)
山梨県	1.8	4.2	3.0(3.1)
長野県	2.5	4.1	3.5(3.9)
岐阜県	-	-	2.9(3.1)
静岡県	-	-	4.2(4.4)
愛知県	2.5	4.1	3.8(4.1)

区分	小学校	中学校	計(※)
三重県	3.2	6.3	5.0(6.5)
滋賀県	2.8	4.6	3.9(4.1)
京都府	3.2	5.6	4.2(4.5)
大阪府	-	-	4.3(5.2)
兵庫県	4.2	4.7	4.7(5.5)
奈良県	5.1	4.4	5.4(5.1)
和歌山県	2.9	5.0	3.7(3.9)
鳥取県	3.7	3.8	4.4(4.7)
島根県	1.8	3.3	3.2(3.9)
岡山県	3.6	-	5.2(6.2)
広島県	1.8	3.2	3.0(2.9)
山口県	2.2	3.9	3.2(2.9)
徳島県	3.8	4.9	5.5(5.2)
香川県	3.6	4.0	4.6(4.6)
愛媛県	2.0	3.1	3.1(3.5)
高知県	9.2	8.6	8.8(7.9)
福岡県	1.3	2.6	2.8(3.0)
佐賀県	1.4	2.6	2.6(2.6)
長崎県	1.5	3.1	2.4(2.6)
熊本県	-	-	3.2(3.6)
大分県	1.4	3.0	2.6(3.3)
宮崎県	1.6	4.4	3.3(4.1)
鹿児島県	1.8	4.1	3.0(3.5)

区分	小学校	中学校	計(※)
沖縄県	4.1	10.5	7.9(8.8)
札幌市	(2.3)	(4.7)	(3.6) [(3.7)]
仙台市	2.5	-	3.0(3.7)
さいたま市	2.4	-	3.2(3.4)
千葉市	(2.0)	-	(3.0) [(3.1)]
横浜市	3.1	-	3.6(3.5)
川崎市	2.4	4.6	3.2(4.5)
相模原市	2.0	4.8	3.3(3.5)
新潟市	2.1	-	2.8(3.6)
静岡市	2.3	4.2	3.2(3.0)
浜松市	2.8	4.5	3.7(3.8)
名古屋市	2.7	6.3	3.8(4.4)
京都市	-	-	5.4(5.0)
大阪市	3.2	4.8	4.0(3.4)
堺市	-	-	5.5(7.2)
神戸市	6.4	8.0	7.3(7.7)
岡山市	3.4	4.3	4.1(4.7)
広島市	(1.8)	(3.2)	(3.0) [(2.9)]
北九州市	1.9	5.8	3.0(3.3)
福岡市	1.8	-	2.4(2.4)
熊本市	1.9	-	3.0(3.5)
豊能地区	3.8	7.3	5.0(4.4)
合計	2.5	4.7	3.7(3.8)

(出典) 文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

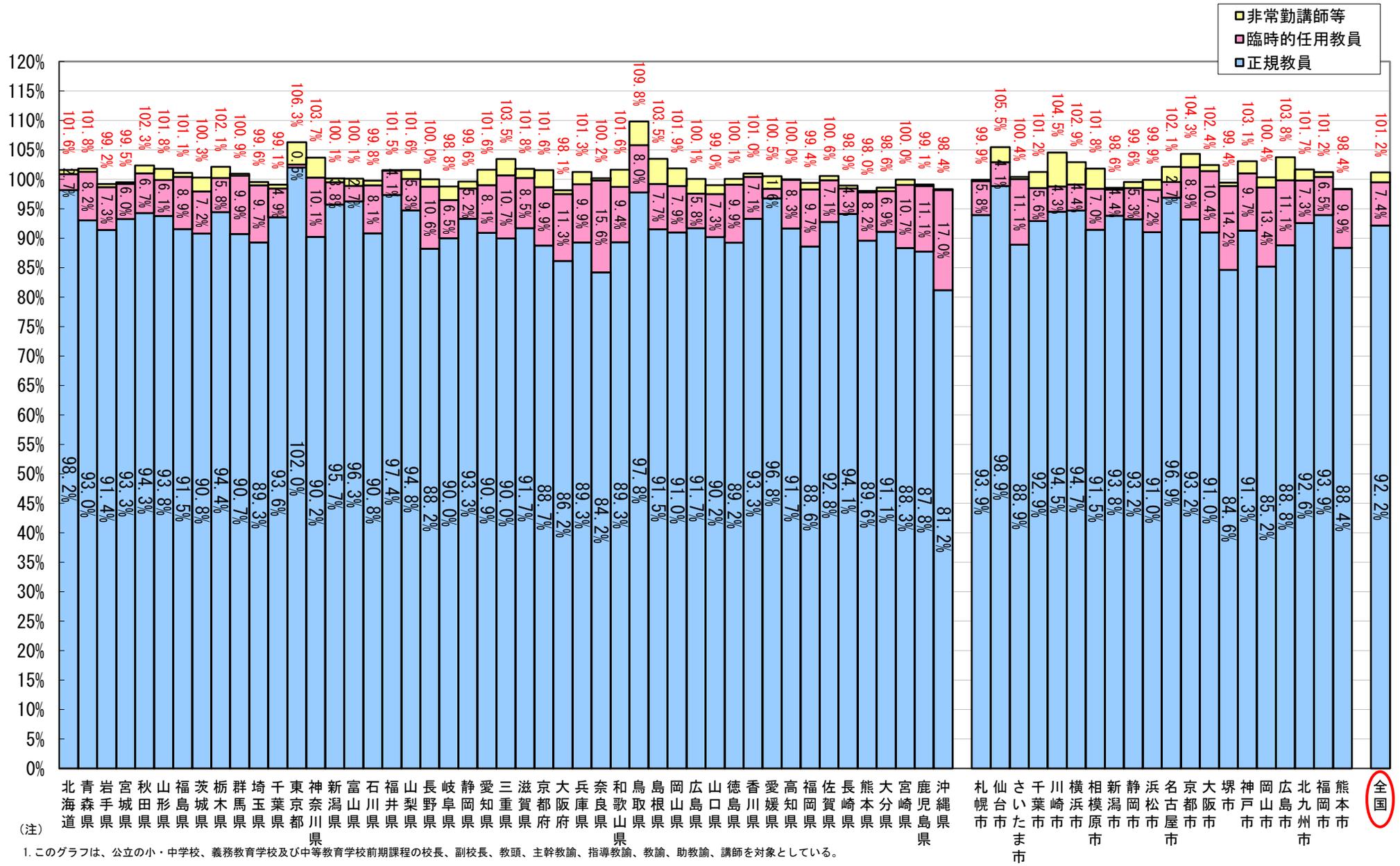
(注1) 小学校・中学校(または中学校・高等学校)の試験区分を(一部)分けずに採用選考を実施している県市については、「-」としている

(注2) 都道府県と指定都市で採用選考を合同で実施している指定都市の競争率は、都道府県と同値を( ) [ ] で記載している

(注3) 計の列の( )内は、前年度の採用倍率を記載している

採用倍率が高い県市 採用倍率が低い県市

# 公立小・中学校等の教員定数の標準に占める正規教員の割合（令和4年度）



(注)

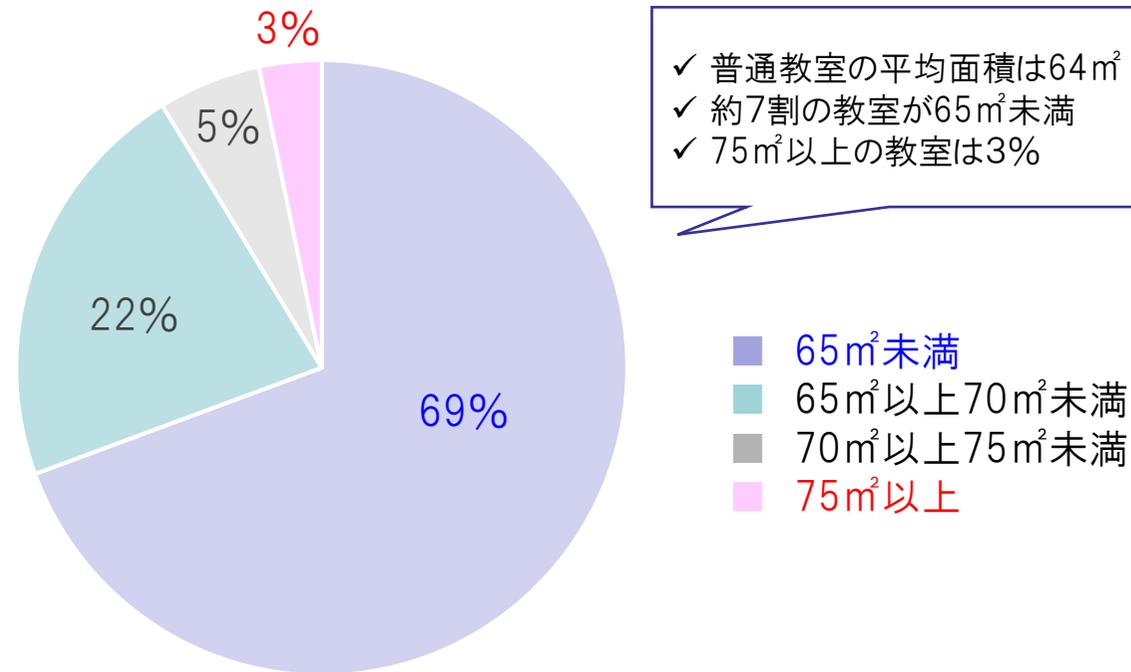
- このグラフは、公立の小・中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師を対象としている。
- 「臨時的任用教員」には、産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員を含まない。
- 「非常勤講師等」は、会計年度任用職員(短時間)のほか育児短時間勤務に伴い任用された短時間勤務者等を常勤1人当たり勤務時間で換算している。
- 令和4年5月1日現在の数値である。
- 「正規教員」には、再任用教員(常勤・短時間)が含まれている。
- 表示の割合は、教員定数に対する正規教員、臨時的任用教員及び非常勤講師等の合計数の割合(赤字)と、教員定数に占める正規・臨時的任用教員の割合(黒字)である。

## 6. 教室・施設整備について

# 教室内における身体的距離の確保について

- ・ 公立小・中学校の普通教室の平均面積は64㎡となっている。
- ・ 国庫補助基準面積では74㎡(昭和48年以降)とされているが、これは学校の補助基準面積を積算する際の一要素であり、教室の大きさを一律に決めているわけではなく、実態に合わせて各設置者が整備している。

学校の教室面積の現状

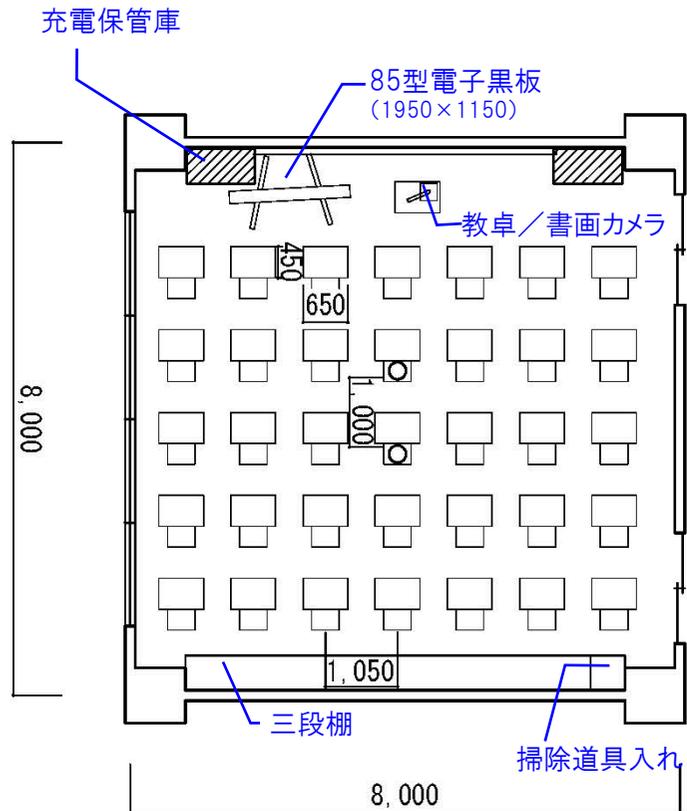


※公立学校施設の実態調査(令和元年度)に基づき算出

# 教室における身体的距離の確保について

- ・ 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机(新JIS規格)、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システムの導入等、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境の整備を図ることが必要である。
- ・ その上で、最低1mの身体的距離を確保する場合の座席配置の例は以下のとおりとなっている。

64㎡、35人学級



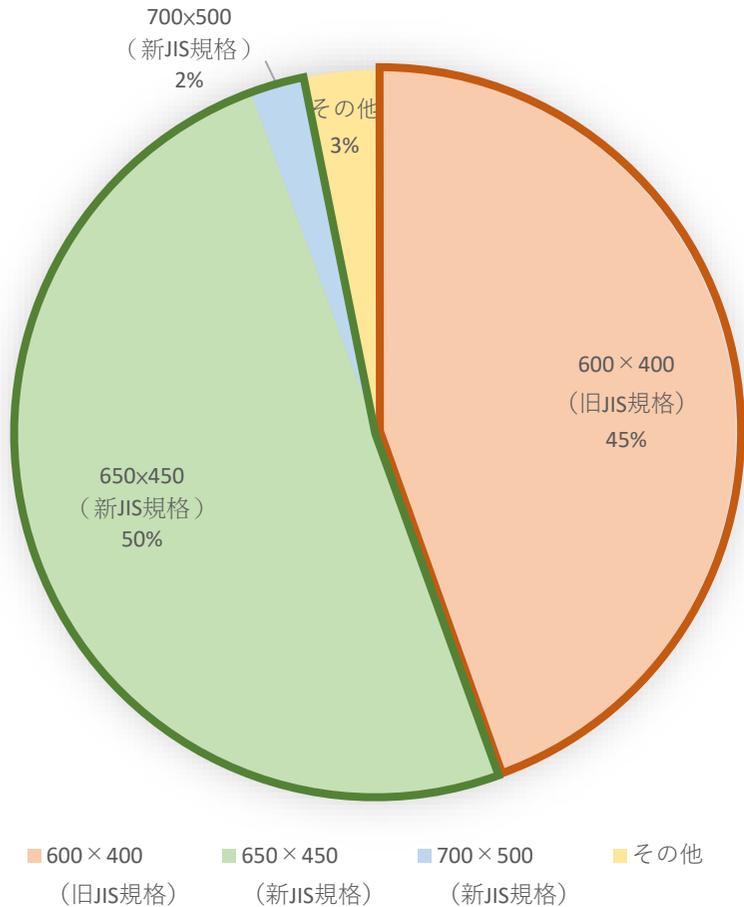
64㎡、40人学級



# 教室用機の状況について

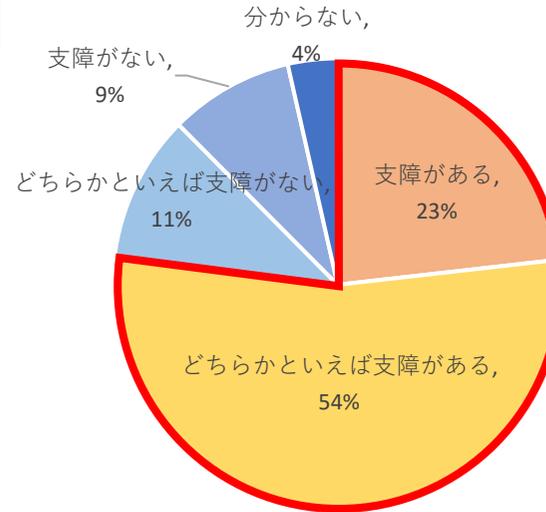
## 1. 小中学校の教室用機の使用状況

旧JIS規格の机（幅600mm×奥行400mm）と新JIS規格の机（幅650mm×奥行450mm等）の使用状況は概ね半々



## 2. 旧JIS規格の教室用機における支障※の実態（ICT活用時）

旧JIS規格の机では約8割の学校が支障を感じている

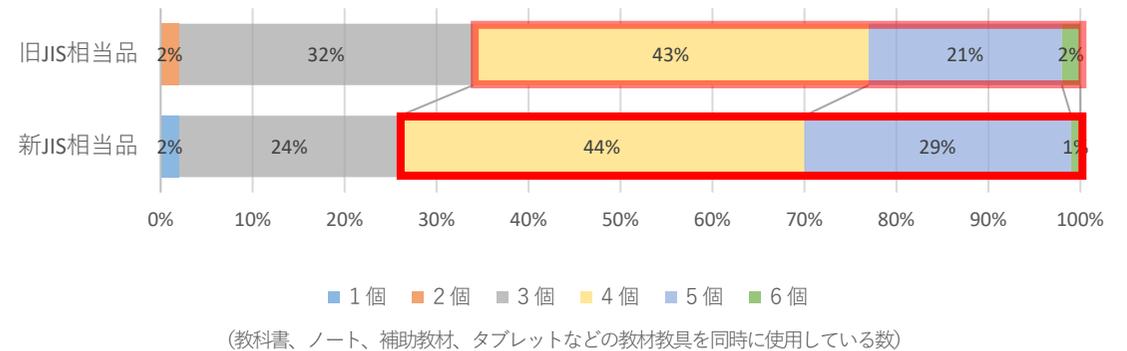


※調査時に提示した支障の例

ICTを活用した授業の際に、机の大きさが原因で、机の上で教材等を自由に広げることができない、教材等が落ちてしまう など

## 3. ICTを活用した授業における机上の状況

多くの学校で机の大きさに関わらず4個以上の教材を使用している。旧JIS規格の机に比べ、新JIS規格の机の方がより多くの教材等を同時に活用している



# 学校用家具（教室用机）の整備について

## 現状・課題

- 教室用機の寸法はJIS規格で規定。旧JIS(幅600mm×奥行400mm)と、その1.2倍の広さの新JIS(幅650mm×奥行450mm)が普及。
- 1人1台情報端末に対応した環境整備の観点から、ICT端末や教科書等を常時活用できる新JIS規格の教室用机等の整備が課題。

### 旧JIS

幅	600mm	奥行	400mm
---	-------	----	-------



旧JIS規格の教室用机では、教科書、ノート、筆記用具等だけで机上がふさがり、ICT端末を利用する際はその他の教材を重ねて置いたり棚にしまふ等の工夫が必要となり、同時に教科書等の教材を活用することができない。

### 新JIS

幅	600,650,700,750mm	奥行	450,500mm
---	-------------------	----	-----------

※新JISでは上記のうち幅650mm×奥行450mmが最も普及



ノートPCを活用するため、新JIS規格の教室用机を採用しており、教科書等の教材・教具を同時に活用できている。一方、通路幅が狭くなり、机間巡視がしにくい、などの課題も見受けられることに留意が必要。

## 新JIS規格の教室用機の整備促進

- 1人1台情報端末の常時活用に適した新JIS規格の教室用機の計画的な整備とともに、適切な身体的距離を保ちつつ多様な学習形態に柔軟に対応できる教室環境の整備を図ることが重要。
- 学校における教室用機の整備に要する経費について、「GIGAスクール構想」による1人1台端末に対応したより大きなサイズの教室用机（新JISサイズ）を計画的に整備していくために必要な経費を、令和3年度から地方交付税措置。

- 全体の傾向として、35人学級実施に伴う教室不足について対応策を「対応不可」としている自治体はなく、多くの学校において既存施設での対応が可能となっている。
- 令和4年4月1日時点では、全ての学校において教室不足に対応できる見込みである。対応策が「検討中」の要対応教室数※が10室あるが、個別に自治体へ確認したところ、転用先の教室を協議中であること等が理由であった。  
※ 35人学級実施によって発生する教室不足に対応するため必要となる教室数
- 教室不足の要因として、人口増や特別支援教室の需要増等が挙げられるが、現在、各自治体において、令和7年4月1日までの教室不足解消に向けて協議が行われている。
- 今後も、各学校設置者における教室の充足状況などを継続的に把握するとともに、仮に教室不足が発生する場合には、その不足を解消するための施設整備に対する財政支援を行う。

## (1) 普通教室の保有数※

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
222, 543	222, 413	223, 394	223, 243

※ 前年度の5月1日時点

## (2) 要対応教室数とその対応策

要対応教室数	対応策					
	新增改築※	転用	借用	仮設	検討中	対応不可
729 (令和4年4月1日時点)	12	690	8	9	10	0
769 (令和5年4月1日時点)	26	668	4	22	49	0
979 (令和6年4月1日時点)	29	842	3	28	77	0
939 (令和7年4月1日時点)	10	838	5	21	65	—

※ 35人学級実施以外の理由(人口増等)による教室需要への対応も含む

# 新增築事業の概要（公立学校施設整備費負担金）

## 1. 趣旨

教室不足の解消等のため、校舎、屋内運動場及び寄宿舍の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費の一部を国庫補助することにより、公立学校の施設の整備を促進し、教育の円滑な実施を確保する。

## 2. 対象校

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校

## 3. 国庫負担割合

1 / 2（原則）

※離島等の特別地域については、各地域に係る振興法の規定に基づき、国庫負担割合の嵩上げ措置がある。

## 4. 資格面積

学級数に応ずる必要面積 - 当該学校の保有面積 = 資格面積

## 5. 国庫負担要件

公立の小学校、中学校及び義務教育学校校舎の新築又は増築については、**教室不足の解消**が図られることが必要。

※教室不足とは

普通教室、特別教室の数若しくは総面積又は多目的教室及び少人数授業用教室の総面積のいずれかが、小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）の別に、学級数に応じた基準に達しない場合とする。

義務教育学校にあっては、前期課程又は後期課程の別に、学級数に応じて当てはめた教室数又は総面積を合計した値を基準として、当該基準に達しない場合とする。

# 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、ICT環境の整備とあわせて、学校全体を学びの場として、その在り方と推進方策を令和4年3月、文部科学省の有識者会議において提言。

**在り方** ▶ Schools for the Future「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

創意工夫により特色・魅力を発揮：

**学び** 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

⇒1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備 等



▲ 単一的な機能・特定の教科に捉われない  
アクティブラーニングルーム、可動する壁面  
・机を活用した授業が可能



▲ 多様な学習活動に柔軟に対応可能な多目的スペース

**生活** 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

⇒居場所となる温かみのあるリビング空間、空調設備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化等

**共創** 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

⇒地域の人たちと連携・協働していく「共創空間」の整備、他の公共施設等との複合化・共用化等

土台として着実に整備を推進：

**安全** 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

**環境** 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

## 推進方策

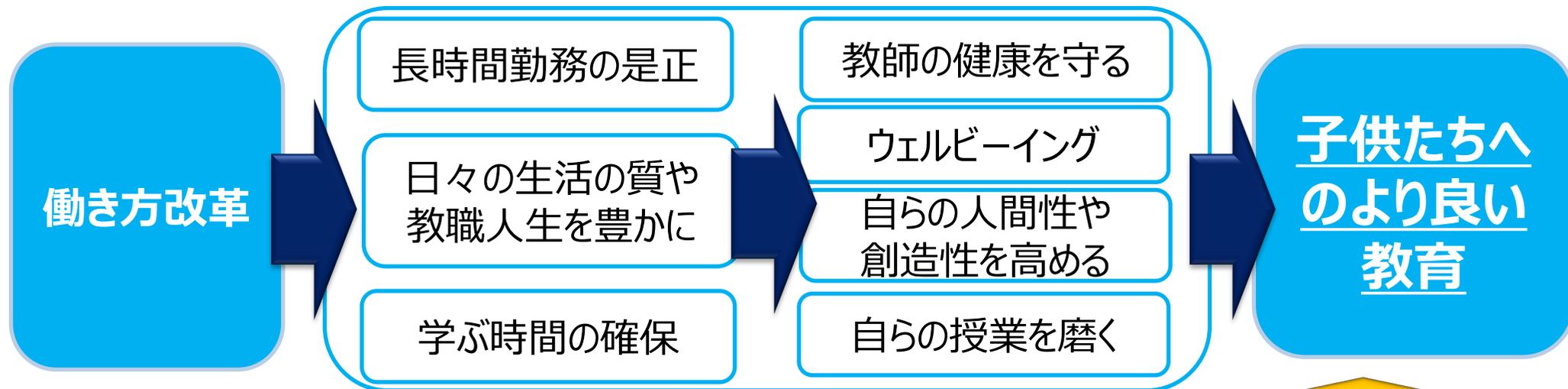
学校設置者：教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進や、首長部局と協働した計画的・効率的な整備の推進等

国：学校施設整備の方向性(目標水準)の提示や、モデル事業やプラットフォーム構築等の技術的支援の充実等

## 7. 学校における働き方改革について

# 学校における働き方改革の目的

## Q. なぜ、学校における働き方改革が必要なのでしょう？



‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’  
という働き方は、教師という職の崇高な使命感から  
生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくの  
であれば、それは‘子供のためにはならない’。

教職の魅力向上

優れた人材の確保

### 中央教育審議会「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月）（抜粋）

今般の改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守ること  
はもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高  
め、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること

また、高度専門職である教師が、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、働き方改革により創出した時間も活  
用しつつ、教職生涯を通じて新しい知識・技能等を効率的・効果的に学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教  
師としての役割を果たす

### 文部科学大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」（令和5年8月）（抜粋）

この改革の目的は、働き方の改善により教師が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くこと等を通じて、子供たちにより良い教育を  
存分に行うことができるようにすることです。

# 教師の健康及び福祉の確保

- 勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない
- 教師の過労死等の事態は決してあってはならない

(出典) 中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(平成31年1月) (抜粋)

## 「指針」(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針) (文部科学省告示・令和2年1月) (抜粋)

服務監督教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

**1か月の時間外在校等時間：45時間以内、1年間の時間外在校等時間：360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間**100時間未満**、1年間の時間外在校等時間**720時間以内**、連続する複数月の平均時間外在校等時間**80時間以内**かつ時間外在校等時間**45時間超**の月は年間6か月まで

## 脳・心臓疾患の労災認定基準 (厚生労働省)

- 厚生労働省は、最新の**医学的知見**を踏まえて、脳・心臓疾患の労災認定基準を改正。
  - ・発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で**月80時間を超える時間外労働は、発症との関連性は強い**
  - ・**月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる**

※労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化等

(出典) 血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準 (令和3年9月) (抜粋)

# 学校における働き方改革に係る主な取組の進捗状況等①

学校における働き方改革の推進に当たっては、国による業務の見直しや教育予算の確保を通じた教育環境整備など、あらゆる政策を通じて総合的に取り組んできたところだが、働き方改革の更なる加速化のためには、引き続き国、教育委員会、学校が連携し、それぞれの立場において取組を進めていくことが重要であり、国が先頭に立ち、質の高い教師を十分に確保していく観点からもこれまで以上に強力に進めていく。

平成31年1月・第1回推進本部  
(働き方改革「元年」時点)

令和5年8月・第7回推進本部  
(現在)

今後の予定

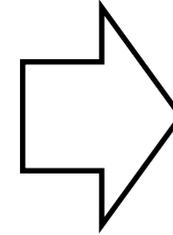
## 1. 国による業務の見直し

### 【教員免許更新制の見直し】

教員免許更新制

・中教審答申「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（令和4年12月）  
・教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正（令和4年5月）

発展的解消



・研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励による資質能力の向上のため、研修受講履歴記録システムや掲載するオンライン研修コンテンツ等を活用し、効率的・効果的な教員研修の推進を図る。

### 【部活動の見直し】

週当たり活動日数が6日以上  
の部活動顧問の割合（中学校）

64.3%

(注) H28調査の数値

・部活動指導員を学校教育法施行規則に位置付け（平成29年4月）  
・部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定（運動部活動：平成30年3月、文化部活動：平成30年12月）  
・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドラインの策定（令和4年12月）

6.7%

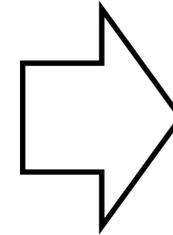
(出典：令和4年度教員勤務実態調査速報値)

部活動指導員の充実

5億円  
4,500人

部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とし、学校長は部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

14億円  
12,552人



・週当たり活動日数が5日以内となるよう、ガイドラインの更なる周知徹底を図る。  
・令和5年度～7年度までの改革推進期間内の休日の部活動の地域連携・地域移行に係る取組を引き続き強力に推進する（部活動指導員の配置拡充含む）。

### 【学校宛ての調査の見直し】

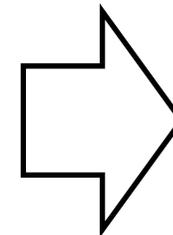
当該年度に学校現場が  
実施する調査件数

19件

・調査そのものの精選のみならず、悉皆調査を抽出調査に変更、毎年実施を数年に1回の実施に変更、紙実施をオンライン実施に変更といった学校の負担軽減のための改善を実施

17件

(出典：文科省調べ)



・文部科学省が学校現場を対象として行う調査について、調査頻度の見直しや調査項目の削減等の不断の見直しを図る。

平成19年度は28件

# 学校における働き方改革に係る主な取組の進捗状況等②

平成31年1月・第1回推進本部  
(働き方改革「元年」時点)

令和5年8月・第7回推進本部  
(現在)

今後の予定

## 2. 教職員定数の改善

### 【35人学級】

小学校  
第1学年のみ

・義務標準法改正(令和3年3月)  
・令和3年度から毎年段階的に学級編制の標準を35人に引き下げ

小学校第1学年  
～  
小学校第4学年まで

令和6年度概算要求 小学校第1～5学年

・令和7年度までに小学校全学年が35人学級に。  
・多面的な効果検証等を踏まえ、中学校を含めた指導体制を検討。

### 【小学校高学年教科担任制】

600人

・平成30～令和2年度は高学年の英語専科指導分(3年間で1,500人)  
・令和2・3年度はT・Tの発展的見直し分(2年間で4,000人)  
・令和4年度以降は教科担任制推進分(4年程度で3,800人)

7,500人

令和6年度概算要求 9,400人

・令和7年度までに、計算上、小学校高学年の学級担任の適当たり授業時数は3.5コマ程度の軽減が図られる予定だったが、令和6年度概算要求において、一年前倒しの実現を要求。

## 3. 支援スタッフの充実(1)

### 【教員業務支援員】

12億円  
3,000人

・学校教育法施行規則に位置付け(令和3年8月)

55億円  
12,950人

令和6年度概算要求額126億円

・令和6年度概算要求において、これまで予算上14学級以上の小・中学校への配置規模にとどまっていた現状を改善し、全公立小・中学校への配置を要求。

### 【学習指導員】

31億円  
7,700人

36億円  
11,000人

令和6年度概算要求額45億円

・令和6年度概算要求において、校内教育支援センターへの配置等による不登校児童生徒への支援の充実等を要求。

# 学校における働き方改革に係る主な取組の進捗状況等③

平成31年1月・第1回推進本部  
(働き方改革「元年」時点)

令和5年8月・第7回推進本部  
(現在)

今後の予定

## 3. 支援スタッフの充実(2)

### 【スクールカウンセラー】

46億円

公立小中学校への配置  
26,700校及び  
重点配置1,000校等

・基礎配置：週1回4時間  
・重点配置とは、基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算できる措置のこと。

59億円

全公立小中学校への配置  
27,500校及び  
重点配置7,200校等

令和6年度概算要求額63億円

・令和6年度概算要求において、重点配置7,800校に加え、うち2,000校の配置時間を更に拡充。  
・学びの多様化学校への週5日配置を要求。

### 【スクールソーシャルワーカー】

15億円

公立小中学校への配置  
7,500校及び  
重点配置1,000校等

・基礎配置：週1回3時間  
・重点配置とは、基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算できる措置のこと。

23億円

全公立中学校区への配置  
10,000中学校区及び  
重点配置9,000校等

令和6年度概算要求額27億円

・令和6年度概算要求において、重点配置10,000校に加え、うち2,000校の配置時間を更に拡充。  
・学びの多様化学校への週5日配置を要求。

### 【医療的ケア看護職員】

11億円

1,500人

・学校教育法施行規則に位置付け(令和3年8月)

33億円

3,740人

令和6年度概算要求額47億円

・令和6年度概算要求において、医療的ケア児の増加への対応やそれに伴う校内支援体制の更なる充実に向け、前年度比810人増の4,550人の配置を要求。

### (再掲)【部活動指導員】

5億円

4,500人

部活動の技術的な指導や大会への引率長を行うことを職務とし、学校長は部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

14億円

12,552人

・令和5年度～7年度までの改革推進期間内の休日の部活動の地域連携・地域移行に係る取組を引き続き強力に推進する(部活動指導員の配置拡充含む)。

# 学校における働き方改革に係る主な取組の進捗状況等④

平成31年1月・第1回推進本部  
(働き方改革「元年」時点)

令和5年8月・第7回推進本部  
(現在)

今後の予定

## 4. 教育委員会・学校による主な取組 (1)

### 【指針を踏まえた規則等整備状況】\*

制度改正前であり未整備

令和元年の給特法改正を踏まえ、勤務時間の上限等を定めた指針を策定

都道府県：97.9%  
政令市：100%  
市区町村：75.4%

### 【変形労働時間制】\*

制度改正前であり未整備

各地方公共団体の判断により年間の業務の繁閑に応じ勤務時間を柔軟に配分することができる制度

都道府県：23.4%  
政令市：5.0%

### 【業務改善方針や計画等の策定】\*

都道府県：91.5%  
政令市：85.0%  
市区町村：20.8%

都道府県：100%  
政令市：100%  
市区町村：64.9%

### 【学校給食費の公会計化等】

26.0%

※準備・検討中を含めると57.1%  
・学校給食費徴収・管理に関するガイドライン策定（令和元年7月）  
・学校給食費の公会計化等に関するQ&A等の策定・周知

(注) R元調査の数値。

34.8%

※準備・検討中を含めると65.2%

(出典：学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査)

### 【コミュニティスクール (CS) の導入校数】

5,432

・コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現～（令和4年3月）

(出典：コミュニティスクール及び地域学校協働活動実施状況調査)

15,221

### 【地域学校協働活動推進員等】

22,770人

・「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き」発行（平成30年11月）

(出典：コミュニティスクール及び地域学校協働活動実施状況調査)

32,954人

・未だに条例や規則等への整備をしていない教育委員会においては、整備が行われるよう、強く指導・フォローアップ。

・個別の問合せへの丁寧な対応や既に導入している自治体における活用状況について情報提供を行うなど、引き続き制度の意義や内容等について周知を図る。

・実施率の向上に向け、好事例の横展開を図りつつ、引き続きフォローアップ。

・学校給食費の徴収・管理は、原則、公会計化すべき旨を明確化。  
・ガイドライン等と併せて、事例集を作成するとともに、導入予定のない自治体に対する働きかけを強化。

・全国フォーラムでの好事例の周知やCSマイスターの派遣等により、CS導入を引き続き加速。CSと地域学校協働活動を一体的に推進。

・令和6年度概算要求において、更なる配置促進や常駐的な活動の支援、相応しい知見を有する人材確保を通じた機能強化に必要な経費を計上。

\*の出典は、教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査

# 学校における働き方改革に係る主な取組の進捗状況等⑤

平成31年1月・第1回推進本部  
(働き方改革「元年」時点)

令和5年8月・第7回推進本部  
(現在)

今後の予定

## 4. 教育委員会・学校による主な取組(2)

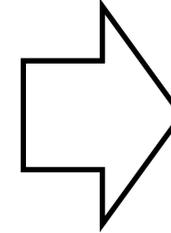
### 【標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画する学校の割合】

小学校第5学年：25.7%  
中学校第2学年：32.5%

・学校における働き方改革答申において標準授業時数を大きく上回った授業時数と指摘された年間1086コマ以上の教育課程を編成している学校の割合

小学校第5学年：37.1%  
中学校第2学年：36.1%

(出典：教育課程の編成・実施状況調査)



・緊急提言を踏まえ、全ての学校において、授業時数について点検した上で、令和6年度以降の教育課程編成に臨むよう、働きかけ。

### 【学校・保護者等間における連絡手段デジタル化】\*

都道府県：87.2%  
政令市：80.0%  
市区町村：56.3%

・R2に教育委員会等に対して、学校と保護者間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を促す通知を发出

(注) R3より取組状況調査の項目に追加したため、数値はR3調査のもの

都道府県：93.6%  
政令市：90.0%  
市区町村：80.5%

### 【学校閉庁日】\*

都道府県：40.4%  
政令市：95.0%  
市区町村：60.4%

・教師の平均有給休暇取得日数は2日程度増加

H28：小学校11.6日、中学校8.8日

R4：小学校13.6日、中学校10.7日

(出典：教員勤務実態調査速報値)

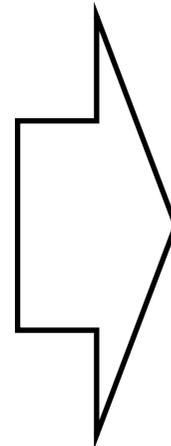
都道府県：100%  
政令市：100%  
市区町村：98.6%

### 【留守番電話の設置】\*

都道府県：44.7%  
政令市：55.0%  
市区町村：24.9%

(注) R元調査の数値

都道府県：89.4%  
政令市：100%  
市区町村：56.1%



・実施率の向上に向け、好事例の横展開を図りつつ、引き続きフォローアップ。

# 学校における働き方改革の優良事例の横展開等

文部科学省では、学校における働き方改革の優良事例を横展開し、学校現場による自主的な取組促進に当たっての一助とすべく、事例集の作成や取組例の周知等を図っている。

## 全国の学校における働き方改革事例集（令和5年3月改訂版）

全国の学校における  
**働き方改革事例集**

事務職員による  
学校の働き方改革特集

働き方改革チェックシート

令和5年3月に改訂した事例集では、働き方改革に取り組むドキュメンタリー映像や約150の事例等に加え、働き方改革チェックシートや事務職員による働き方改革に焦点を当てた特集を追加。

## 小学校高学年における教科担任制に関する事例集

小学校高学年における  
教科担任制に関する事例集

教科担任制の趣旨・効果として、

- ①授業の質の向上
- ②多面的な児童理解
- ③小・中学校間の円滑な接続
- ④教師の負担軽減

について、事例から見えてくる内容をもとに紹介。

2 教師から見えてくる教科担任制を運用する上でのポイント

令和5年3月に公開し小規模校から大規模校まで全国11校の事例を収録。巻頭で事例から見えてくる教科担任制のポイントを紹介するとともに、特徴や運用上の工夫、課題や今後の方向性を「見える化」。

## 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査

令和4年度 教育委員会における  
学校の働き方改革のための取組状況調査  
【結果概要】

令和4年12月

働き方改革の事例について、得られる効果や現場での実感を実際の教育委員会や学校の声も含めて掲載。

平成28年度から調査開始。各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表や取組事例の展開等を通じて、働き方改革の取組を促すため、調査結果とともに、具体的な取組も例示。

# 教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】

～勤務時間の時系列変化～

- 教師の勤務実態に関する調査を令和4年度に実施し、令和5年4月28日に速報値を公表。
- 前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日ともに、全ての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況。

**調査対象** 小学校1,200校、中学校1,200校、高等学校300校に勤務するフルタイムの常勤教員（校長、副校長、教頭、教諭等）

**調査日程** 令和4年8月、10月、11月のうち、連続する7日間について調査。

【8月期】(小・中各400校、高等学校100校) 8月1日(月)～8月7日(日)、8月8日(月)～8月14日(日)  
8月15日(月)～8月21日(日)、8月22日(月)～8月28日(日)

【10月期】(小・中各400校、高等学校100校) 10月3日(月)～10月9日(日)、又は10月17日(月)～10月23日(日)  
又は10月24日(月)～10月30日(日)

【11月期】(小・中各400校、高等学校100校) 11月7日(月)～11月13日(日)、又は11月14日(月)～11月20日(日)  
(予備週:11月28日(月)～12月4日(日))

## 教師の1日当たりの在校等時間（10・11月）

(時間:分)

平日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:10	-0:27	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06
土日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14

※平成28年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。

# 教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】 ～10・11月の業務内容別の在校等時間（1日当たり）～

- 平日については、主に、「授業（主担当）」、「朝の業務」、「学習指導の時間」(小学校)が増加し、「学校行事」、「成績処理」(小学校)、「学校経営」(小学校)、「学年・学級経営」(中学校)、「生徒指導（集団）」(中学校)の時間が減少している。
- 土日については、主に、「学校行事」、「部活動・クラブ活動」(中学校)の時間が減少している。

平日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
朝の業務	0:35	0:41	+0:06	0:37	0:44	+0:07
授業（主担当）	4:06	4:13	+0:07	3:05	3:16	+0:11
授業（補助）	0:19	0:20	+0:01	0:21	0:23	+0:02
授業準備	1:17	1:16	-0:01	1:26	1:23	-0:03
学習指導	0:15	0:21	+0:06	0:09	0:13	+0:04
成績処理	0:33	0:25	-0:08	0:38	0:36	-0:02
生徒指導（集団）	1:00	0:59	-0:01	1:02	0:54	-0:08
うち、生徒指導（集団1）	—	0:56	—	—	0:49	—
うち、生徒指導（集団2）	—	0:02	—	—	0:05	—
生徒指導（個別）	0:05	0:04	-0:01	0:18	0:14	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:03	-0:04	0:41	0:37	-0:04
児童会・生徒会指導	0:03	0:02	-0:01	0:06	0:05	-0:01
学校行事	0:26	0:15	-0:11	0:27	0:15	-0:12
学年・学級経営	0:23	0:19	-0:04	0:37	0:27	-0:10
学校経営	0:22	0:17	-0:05	0:21	0:17	-0:04
職員会議・学年会などの会議	0:20	0:19	-0:01	0:19	0:18	-0:01
個別の打ち合わせ	0:04	0:05	+0:01	0:06	0:06	±0:00
事務（調査への回答）	0:01	0:04	+0:03	0:01	0:04	+0:03
事務（学納金関連）	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
事務（その他）	0:15	0:15	±0:00	0:17	0:17	±0:00
校内研修	0:13	0:09	-0:04	0:06	0:04	-0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	-0:01	0:10	0:09	-0:01
地域対応	0:01	0:00	-0:01	0:01	0:00	-0:01
行政・関係団体対応	0:02	0:01	-0:01	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:08	-0:05	0:12	0:09	-0:03
会議	0:05	0:03	-0:02	0:07	0:05	-0:02
その他の校務	0:11	0:08	-0:03	0:10	0:09	-0:01

土日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	-0:02	0:01	0:00	-0:01
授業（主担当）	0:07	0:02	-0:05	0:03	0:01	-0:02
授業（補助）	0:01	0:00	-0:01	0:00	0:00	±0:00
授業準備	0:13	0:10	-0:03	0:13	0:11	-0:02
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
成績処理	0:05	0:04	-0:01	0:13	0:12	-0:01
生徒指導（集団）	0:02	0:00	-0:02	0:01	0:00	-0:01
うち、生徒指導（集団1）	—	0:00	—	—	0:00	—
うち、生徒指導（集団2）	—	0:00	—	—	0:00	—
生徒指導（個別）	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:01	-0:03	2:09	1:29	-0:40
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:04	-0:05	0:11	0:03	-0:08
学年・学級経営	0:03	0:01	-0:02	0:04	0:02	-0:02
学校経営	0:03	0:02	-0:01	0:03	0:02	-0:01
職員会議・学年会などの会議	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別の打ち合わせ	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務（調査への回答）	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務（学納金関連）	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務（その他）	0:02	0:02	±0:00	0:02	0:03	+0:01
校内研修	0:01	0:00	-0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:00	-0:03	0:03	0:00	-0:03
地域対応	0:02	0:00	-0:02	0:01	0:00	-0:01
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
会議	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
その他の校務	0:01	0:00	-0:01	0:04	0:02	-0:02

※平成28年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。  
 ※平成28年度比で5分以上増減のあるものについて枠囲いをしている。  
 ※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。

# 教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】～長期休業中（8月）の勤務状況～

- 長期休業中(8月)の平日(20日)のうち、所定の勤務時間を勤務した日数は、小学校 5.6日、中学校 8.4日。
- 長期休業中(8月)の勤務日に係る在校等時間は、10・11月と比べて短い。

## 教諭の夏季休業期間における勤務の状況（平日）

### ○ 小学校 (日)

	勤務日	年休等	部分休	計
1週目	1.8	2.5	0.7	5.0
2週目	0.5	4.3	0.2	5.0
3週目	0.8	3.8	0.4	5.0
4週目	2.5	1.9	0.7	5.0
計	5.6	12.5	2.0	20.0

### ○ 中学校 (日)

	勤務日	年休等	部分休	計
1週目	2.8	1.2	1.0	5.0
2週目	0.9	3.7	0.4	5.0
3週目	1.6	2.8	0.6	5.0
4週目	3.1	1.0	0.9	5.0
計	8.4	8.7	2.9	20.0

※上記平日には、2週目の「国民の祝日(山の日)」を含む。  
 ※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。  
 ※「年休等」は、「年休(終日)」及び「週休日・休日」の計。

## 職種別 夏季休業期間における教師の1日当たりの在校等時間

(時間：分)

平日(勤務日)			
	小学校	中学校	高等学校 (参考値)
校長	8:25	8:29	9:04
副校長・教頭	9:15	9:19	9:35
教諭	8:04	8:26	8:44

(時間：分)

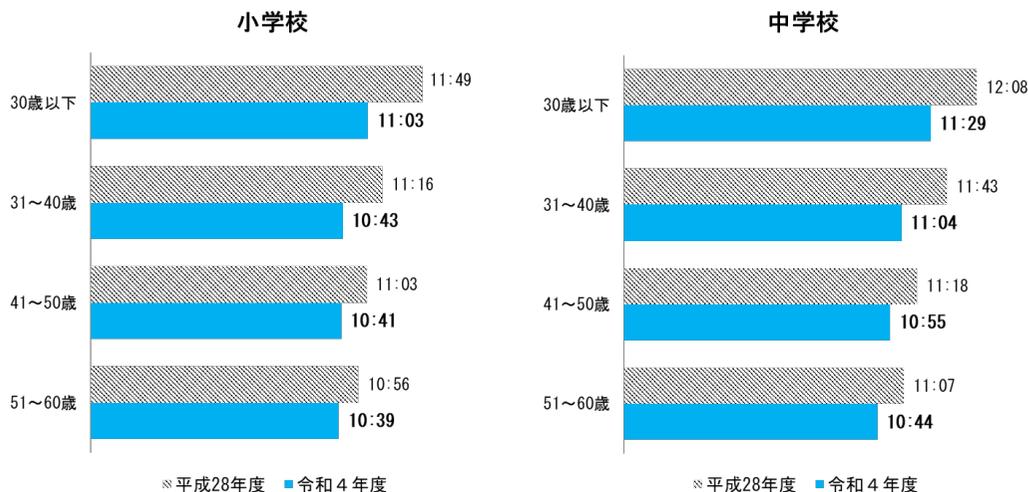
土日			
	小学校	中学校	高等学校 (参考値)
校長	0:15	0:36	0:47
副校長・教頭	0:19	0:35	0:52
教諭	0:06	0:59	1:12

※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。  
 ※在校等時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

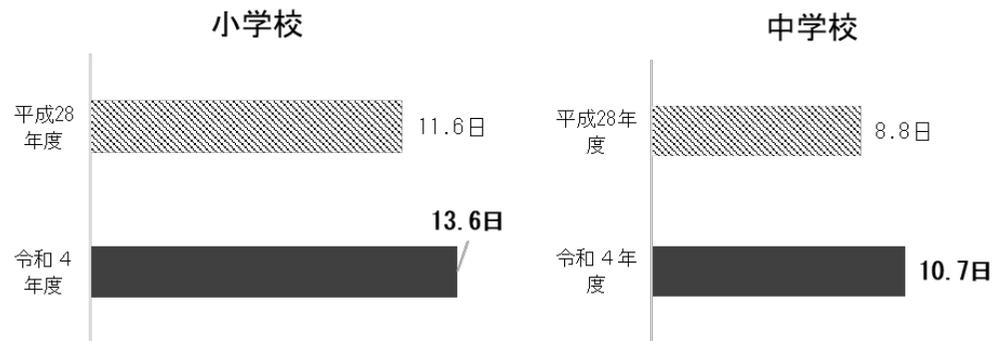
# 教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】～その他の勤務の状況～

- ① 「教諭」の平日の在校等時間は、小学校・中学校共に、特に40歳以下の減少幅が大きい。
- ② 小学校・中学校共に有給休暇の取得日数が増加している。
- ③ 部活動顧問の週当たりの活動日数は減少している。
- ④ ほぼ全ての小学校・中学校で、学習評価や成績処理について、ICTを活用した負担軽減に関する取組が実施されている。

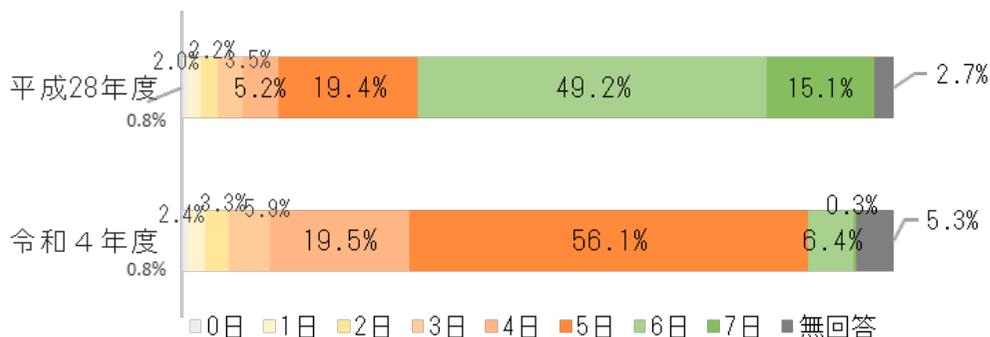
①年齢階層別 教諭の1日当たりの在校等時間(10・11月の平日 時間:分)



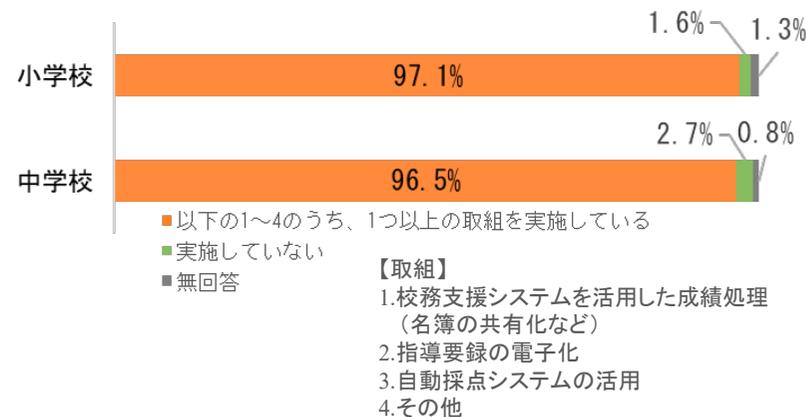
②教師の有給休暇取得日数(年間・平均)



③部活動顧問の週当たり活動日数(中学校)



④ ICTを活用した負担軽減



# 文部科学大臣メッセージ

## ～子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に～

学校における働き方改革「元年」と言える2019年から約4年、皆様のご尽力のおかげで、教員勤務実態調査では在校等時間が減少しましたが、依然として長時間勤務の教師が多い実態も明らかになっています。この改革の目的は、働き方の改善により教師が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くこと等を通じて、子供たちにより良い教育を存分に行うことができるようにすることです。今後は、2024年度からの3年間を集中改革期間とし、政府全体として質の高い公教育の再生に向け、働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進めていきますが、教師を取り巻く環境をより良いものとするには待ったなしであるため、直ちにできることに関し、文部科学大臣としてメッセージをお伝えします。

### 1. 国が先頭に立って改革を進めます

教師を取り巻く環境整備の加速化に向け、これまで以上に力強く教育予算を確保します。教師の処遇については、約50年ぶりの抜本的改善に向け今後議論を深めていきますが、今からすぐ取り組めることとして、大幅な教職員定数の改善や支援スタッフの大胆な配置充実、教師のなり手の確保に向けた取組を進めます。

また、国・地方自治体・各学校が行う業務の精選・見直しを国が率先して示します。今回の中央教育審議会の提言でも、学校行事の真に必要なものへの精選・見直し、登校時間の見直し等が例示されています。「やめようと思っても、様々な理由によりやめられない」との声は私にも届いていますが、働き方改革そしてその先のより良い教育につながる取組は、文部科学省として全力で応援しますので、このメッセージを業務改善に向けた旗印としてご活用ください。

### 2. 学校・教育委員会は、できることは直ちに実行を

働き方改革は国だけでは進みません。改めて、一人一人の教師の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直し等の責任を有しているのは各校長でありサービスを監督する各教育委員会であるということを、すべての校長先生及び教育長の方々にご確認いただきたいと思っております。これまでの取組で効果の見られた好事例は相当蓄積されており、徹底した実行に移すべき時です。提言では、例えば、標準授業時数を大幅に上回っている教育課程編成の見直しをはじめ各主体において求められる対応が整理されておりますので、各学校の課題を踏まえ、今からできることは直ちに着手いただきますよう、お願いします。

### 3. 保護者・地域住民の皆様へ

デジタル化の進展など急激に変化する時代の中で、今学校は、子供たちが主体的で創造力豊かに次代を生きる力を育てるため、教育の質の向上に取り組んでいます。教師が教師でなければできない業務に集中してこの課題を達成するため、学校・家庭・地域の連携分担や学校の働き方改革が必要であり、皆様の力がこれまで以上に求められています。更なる連携・協働のためには、国や地方自治体がメッセージを発するとともに、学校が保護者・地域住民の皆様とより積極的にコミュニケーションを図ることが必要です。その際、業務の優先順位を踏まえた思い切った精選・見直しや教師と保護者・地域住民の皆様との役割分担の見直し等の相談についても、ご理解とご支援をいただければ幸いです。

令和5年(2023年)8月29日

文部科学大臣 永岡 桂子

# 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(平成31年1月中教審答申)

- これまで学校が担ってきた業務について、**仕分けを実施**。(下表の通り)
- 業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減することではなく、**学校として子供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するか**の決断。
- 答申において、文部科学省が取り組むべき方策として示された、メッセージの発出や市区町村別の業務改善状況の公表、事例の収集・横展開、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備(様々な支援スタッフの配置等)等に積極的に取り組むとともに、通知や説明会等の機会を通じて、教育委員会等に対して取組を促している。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等(事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※関連通知

- 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月18日 文部科学事務次官通知)
- 「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知)
- 「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画長・財務課長通知)

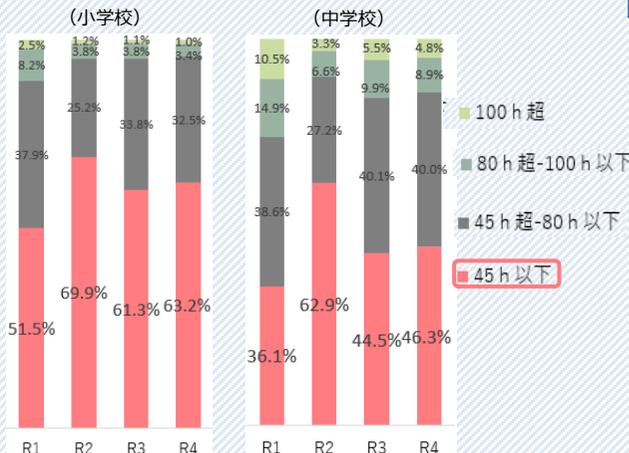
# 令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査について（概要）

目的：教育委員会に対して学校の働き方改革のための取組状況を調査し、市区町村別の公表等や取組事例の展開を通じて、働き方改革の取組を一層促進する  
 対象：全国の都道府県・市区町村教育委員会等

## 教職員の勤務実態

- 4月～7月の在校等時間等の状況
  - ・ 「時間外勤務月45時間以下の割合」は、**令和元年度と比較して改善**。  
 （小学校：11.7%増加、中学校：10.2%増加）
  - ・ 一方、**依然として長時間勤務の教職員も多い**状況。
- ICカードやタイムカード等による客観的な勤務実態の把握状況
  - ・ **都道府県100%、政令市100%、市区町村93%**において客観的な方法で勤務実態を把握。
  - ・ 未実施の市区町村においても、令和5年度以降に実施予定。

＜時間外勤務時間の割合（※1）（4月～7月の平均）＞  
 令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施



## 改正給特法を踏まえた対応

- 上限指針（※2）に係る条例・規則等の整備状況及び1年単位の変形労働時間制導入に係る条例等の整備状況
  - ・ **上限指針にかかる条例・規則等の整備は多くの自治体で整備済**。
  - ・ 選択的に活用できる**1年単位の変形労働時間制導入に関する条例等の整備は都道府県の約1/4で整備済**。

※2 所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する指針  
 ① 1カ月の時間外在校等時間について、45時間以内  
 ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内 等

## 具体的な取組の実施状況

- ・ 役割分担・適正化のための「3分類」（※3）に即した取組や関連する取組の**全ての項目で実施状況が改善**。
- ・ 特に、学校と保護者等間における**連絡手段のデジタル化**については、**都道府県・政令市において90%以上、市区町村は、昨年度から大きく伸び、80%以上で実施**。（R3：56.3% → R4：80.5%）
- ・ 地域住民や保護者等、**学校以外の主体の協力を得る必要のある取組等の実施率は依然として課題があり、一層実施を促進することが必要**。



基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応	⑤ 調査・統計等への回答等 （事務職員等）	⑨ 給食時の対応 （学級担任と栄養教諭等との連携等）
② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥ 児童生徒の休み時間における対応 （輪番、地域ボランティア等）	⑩ 授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③ 学校徴収金の徴収・管理	⑦ 校内清掃 （輪番、地域ボランティア等）	⑪ 学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④ 地域ボランティアとの連絡調整	⑧ 部活動（部活動指導員等）	⑫ 学校行事の準備・運営 （事務職員等との連携、一部外部委託等）

※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。  
 ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学、高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。

※3 学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」

## 今後の取組

- ✓ **教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進**等、学校における働き方改革に係る取組を**総合的かつ着実に実施**。
- ✓ 学校・教師が担ってきた業務に係る役割分担・適正化の取組が一層積極的に進むよう、**教員業務支援員の補助金交付の際に取組状況を勘案すること等を通じ、各教育委員会における更なる取組を促進**。
- ✓ 令和5年度より、学校を指定し、**民間事業者等の専門的な知見を活用した伴走型の支援**を実施予定。  
 これにより、組織運営や意識改革等に係る年間を通じた改善を図る取組を創出し、成果を客観的に評価した上で、具体的な改善方策等について全国展開。
- ✓ **本年度実施の勤務実態調査**において、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握し、その結果等を踏まえ、**教師の処遇を定めた給特法等の法制的な枠組みを含め検討**。

# 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

## 第1章 総則

### ○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

### ○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園

教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

## 第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

### ○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

#### <基本とする時間>

○在校している時間

#### <加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

#### <除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

### ○上限時間

- ①**1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**
- ②**1年間の時間外在校等時間について、360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

## ○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
  - － 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
  - － 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- (6) 上限方針を定めるに当たっては人事委員会(置かない場合は地方公共団体の長)と認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図る。講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。

## ○留意事項

### (1) 上限時間について

- ・ 本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・ 本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

### (2) 虚偽の記録等について

- ・ 在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

### (3) 持ち帰り業務について

- ・ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

### (4) 都道府県等が講ずべき措置について

- ・ 都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第3章 長期休業期間における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制

### ○目的

本制度により長期休業期間において休日を集中して確保することで、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図るもの。

このため、本制度は、長期休業期間において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用すべきものである。

### ○服務監督教育委員会等が講ずべき措置

- ▶ 本制度を適用する場合は、上限時間について、「45時間」を「42時間」と、「360時間」を「320時間」とする。
- ▶ 本制度を適用するに当たっては、上限時間の範囲内であることが前提。  
服務監督教育委員会及び校長は、こうした本制度の趣旨を十分に留意した上で、適用しようとする期間の前年度において上限時間の範囲内であることなどの在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする期間で上限時間の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行うこと。  
本制度の適用後も、対象期間において、上限時間の範囲内とすること。
- ▶ 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、教育職員について、対象期間において、以下の全ての措置を講じる。
  - イ タイムカードによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行う
  - ロ 部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とする
  - ハ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行う
  - ニ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由として、担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員の業務を新たに付加することにより、在校等時間を増加させないようにする
  - ホ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間に集中して設定する
  - ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する
- ▶ 本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、学校について以下の全ての措置を講じる。
  - イ 部活動、研修その他の長期休業期間における業務量の縮減を図る
  - ロ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行う
  - ハ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮する
- ▶ 本制度に関して指針に定める事項を踏まえ講ずる措置等に関し、人事委員会と認識を共有するとともに、人事委員会の求めに応じてその実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。等

## 第4章 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実に資するための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。等

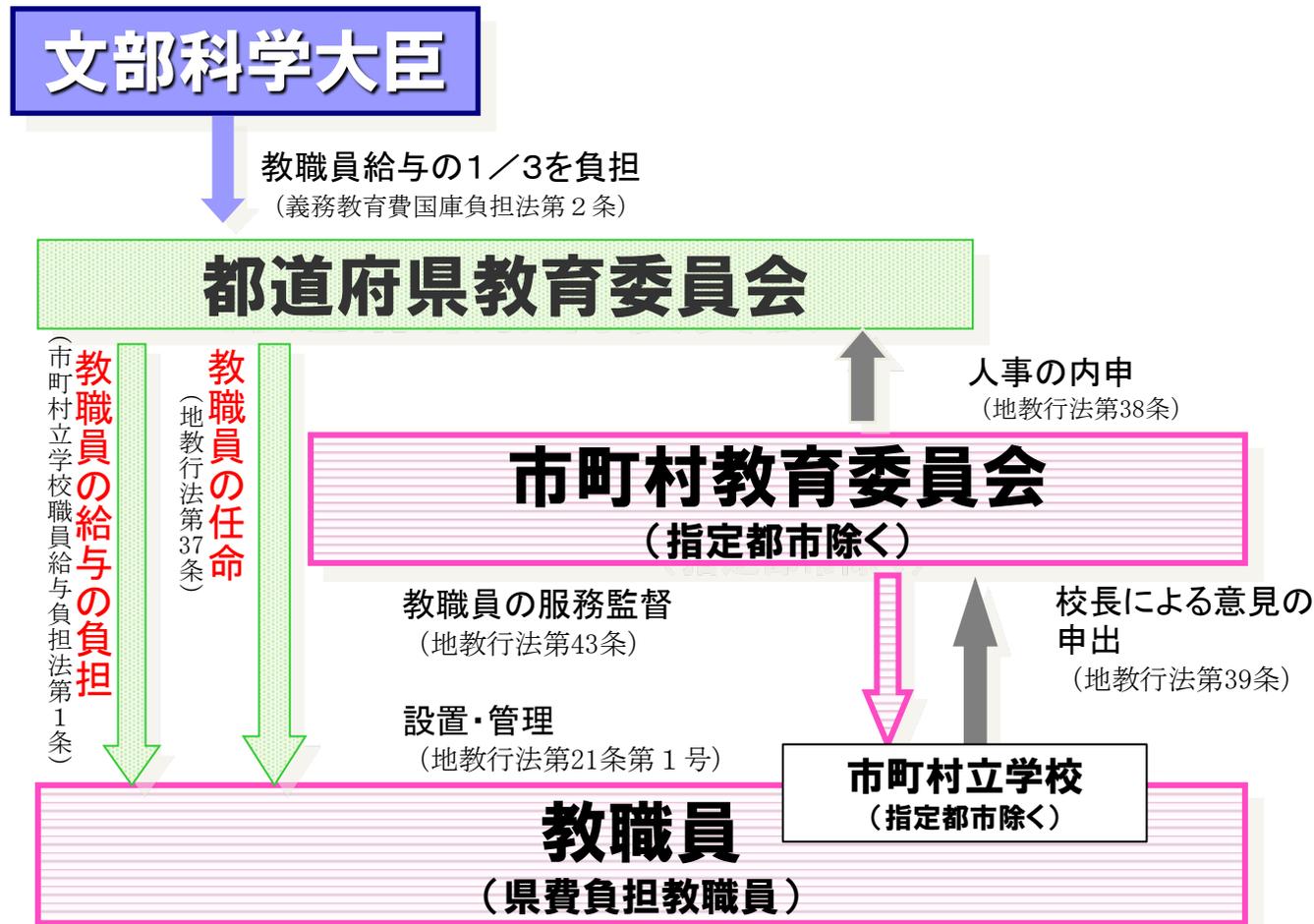
### 附則

この指針は令和2年4月1日から適用する。ただし、休日の「まとめ取り」のための一年単位の変形労働時間制については令和3年4月1日から適用する。

## 8. 教師の処遇関係について

# 県費負担教職員制度について

- ① 市(指定都市除く)町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とされている。これにより、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上が図られている。
- ② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流が図られている。



※指定都市は、教職員の任命、給与負担、服務監督及び学校の設置・管理を一元的に行い、教職員給与費の1/3を国が負担。

(注)地教行法...地方教育行政の組織及び運営に関する法律

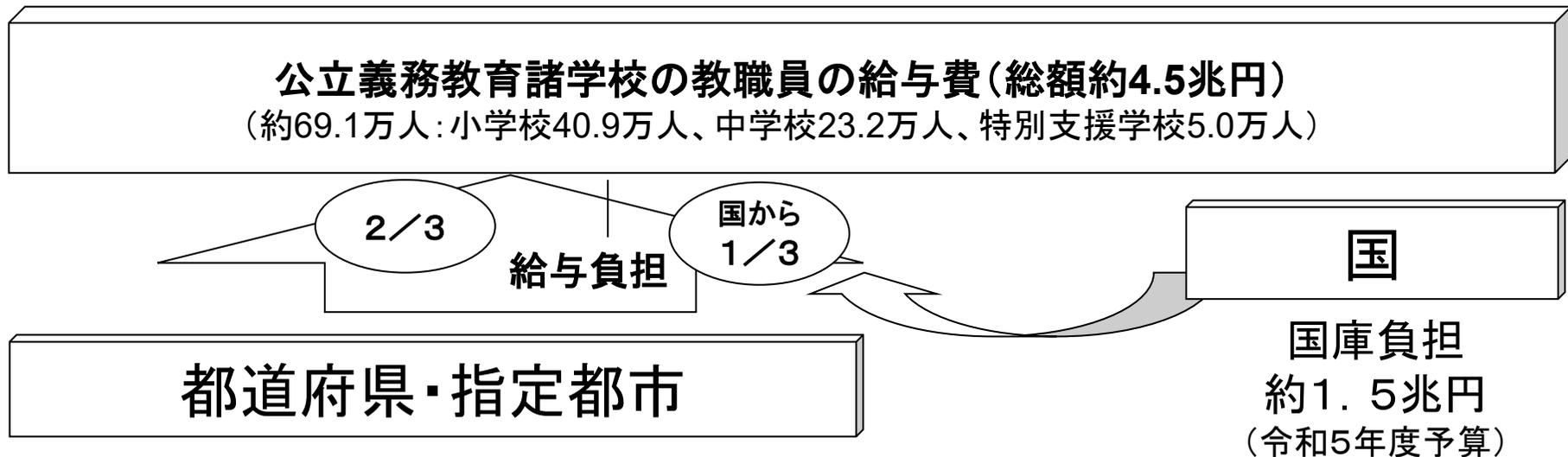
# 義務教育費国庫負担制度について

## 制度の基本的役割

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

## 制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。(平成18年度1/2→1/3)



## 国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3 (※標準法定数(基礎定数+加配定数))

## 教員給与の主な仕組み

- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 (S46~)**  
給特法は、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与や勤務条件について特例を制定。  
時間外勤務手当は支給しない代わりに、**教職調整額を支給**(給料月額<sup>①</sup>の4%)。  
(教員には、原則時間外勤務を命じないこととし、命ずる場合は超勤4項目に従事する場合で臨時又は緊急の場合に限る)
- **学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法 (S49~)**  
人材確保法は、**教員の給与を一般の公務員より優遇**することを定め、教員に優れた人材を確保し、  
もって義務教育水準の維持向上を図ることを目的とする。
- **給与条例主義**  
地方公務員(教員含む)の給与は、**条例で定める**(地公法)。国の人事院勧告や各自治体の人事委員会勧告を踏まえ、給与を決定。
- **国立学校準拠制の廃止 (H16~)**  
国立大学の法人化以前(~H15年度)は、国が附属学校教員の給料月額や手当額を定め、公立学校の教員の給与も国に準拠することとされていたが、国立大学の法人化に伴い関係規定が削除されて以降は、各自治体が地域ごとの実態等を踏まえ独自に給料や諸手当を決定。

## 給与水準

### ● 初任給 (令和4年度) 大学卒

	給料月額
小中学校教諭	207,400円
一般行政職(国家公務員一般職)	185,200円
民間企業(大卒の新卒事務員)	207,878円

※小中学校教諭・一般行政職の額は、給料月額のみで、諸手当は含まない  
 ※小中学校教諭の額は、各地方公共団体において、一般的に用いられている給料表に基づく  
 ※民間企業は人事院の職種別民間給与実態調査結果により、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額

### ● 一般行政職と教員の給与比較 (令和4年度)

	年収ベース
①一般行政職	589.4万円
②小中学校教育職	600.9万円
②-①	11.5万円(+2.0%)

※大卒平均経験年数18年とした場合の平均支給額  
 ※令和4年地方公務員給与実態調査(総務省)を基に試算  
 ※上記の金額は、生活補助給的手当(扶養手当等)、地域給的手当(地域手当等)を含んでいない。また、一般行政職の時間外勤務手当、教育職の教職調整額を含んでいる。

# 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）について

## 〈背景〉

- 戦後の公務員の給与制度改革により、教員の給与については、勤務の実態等を踏まえ、一般公務員より一割程度増額されたことに伴い、教員に対しては超過勤務手当は支給されないこととされた。
- しかしながら、毎年給与改定の結果、教員給与の優位性が失われた。また、当時の文部省が超過勤務を命じないようにと指導したにもかかわらず、超過勤務が行われている実態が多くなり、全国的な社会問題となった。  
(後に多くの都道府県で時間外勤務手当の支給を求める訴訟が提起された。)
- 文部省は、人事院と教員の勤務の実態を把握する必要性を確認し、昭和41年度に全国的な勤務状況調査を実施。
- 人事院は、昭和46年2月に教職調整額の支給等に関する法律の制定について意見の申出を行った。

## 昭和46年5月（国立及び）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）制定

### 〈法律の趣旨〉

公立の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を制定。

- ・教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいこと
  - ・夏休みのように長期の学校休業期間があること
- 等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般行政職と同様な時間的 management を行うことは必ずしも適当でなく、とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまない。

### 〈職務と勤務態様の特殊性を踏まえた処遇〉

本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。

そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、

① 時間外勤務手当は支給しない代わりに

② 教職調整額を本給として支給。 給料月額 × 4% = 教職調整額

※ 4% = 昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合

※本給とみなすため、本給を基礎として一定割合を乗じて算出する手当等については、その算定の基礎となる。(期末・勤勉手当、退職手当、地域手当、へき地手当、年金等)

### 〈正規の勤務時間を超える勤務〉

- 教員については、原則時間外勤務を命じないこととする。時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務(超勤4項目)に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。
  1. 生徒の実習に関する業務
  2. 学校行事に関する業務
  3. 教職員会議に関する業務
  4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務
- 労働基準法第33条第3項を適用し、「公務のために臨時に必要な場合」は、上記の勤務を命じることができる。

# 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

## 趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

## 概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

### 1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

### 2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

## 施行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日

# 教員に支給される手当等について

費目	手当等の内容
教職調整額	校長、副校長及び教頭を除く教員が対象【給料×4%】
給料の調整額	特別支援教育に直接従事する教員が対象 【給料の平均3.0%程度の定額】
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教員が対象【給料の平均1.5%程度の定額】
教員特殊業務手当	非常災害時等の緊急業務 【平日の時間外、土日等の8時間程度の業務で日額7,500円から8,000円】 修学旅行等指導業務【8時間程度の業務(泊を要するもの)で日額5,100円】 対外運動競技等引率指導業務【泊を要するもの又は土日等の8時間程度の業務で日額5,100円】 部活動指導業務【土日等の3時間程度の業務で日額2,700円】
多学年学級担当手当	複式学級の担当教員が対象【日額290円又は350円】
教育業務連絡指導手当	学年主任等が対象(いわゆる主任手当)【日額200円】
管理職手当	校長、副校長、教頭、部主事が対象 【定額:給料の校長15~20%、副校長15%、教頭12.5~15%、部主事8%程度相当額】
管理職員特別勤務手当	休日等に勤務した校長・副校長・教頭・部主事が対象【勤務1回につき校長7,000円から8,500円】
へき地手当	級地の別に応じて給料等の25%を超えない範囲内

※手当等の内容は、義務教育費国庫負担金算定上の内容であり、実際の支給額等は、各都道府県等の条例等により定められている。  
※上記のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末・勤勉手当等が支給される。

# 教員の給与水準の推移について

## ① 給特法(※)の制定(昭和46年5月)

教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を制定。  
時間外勤務手当は支給しない代わりに、教職調整額(給料月額4%)を支給。

(※) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

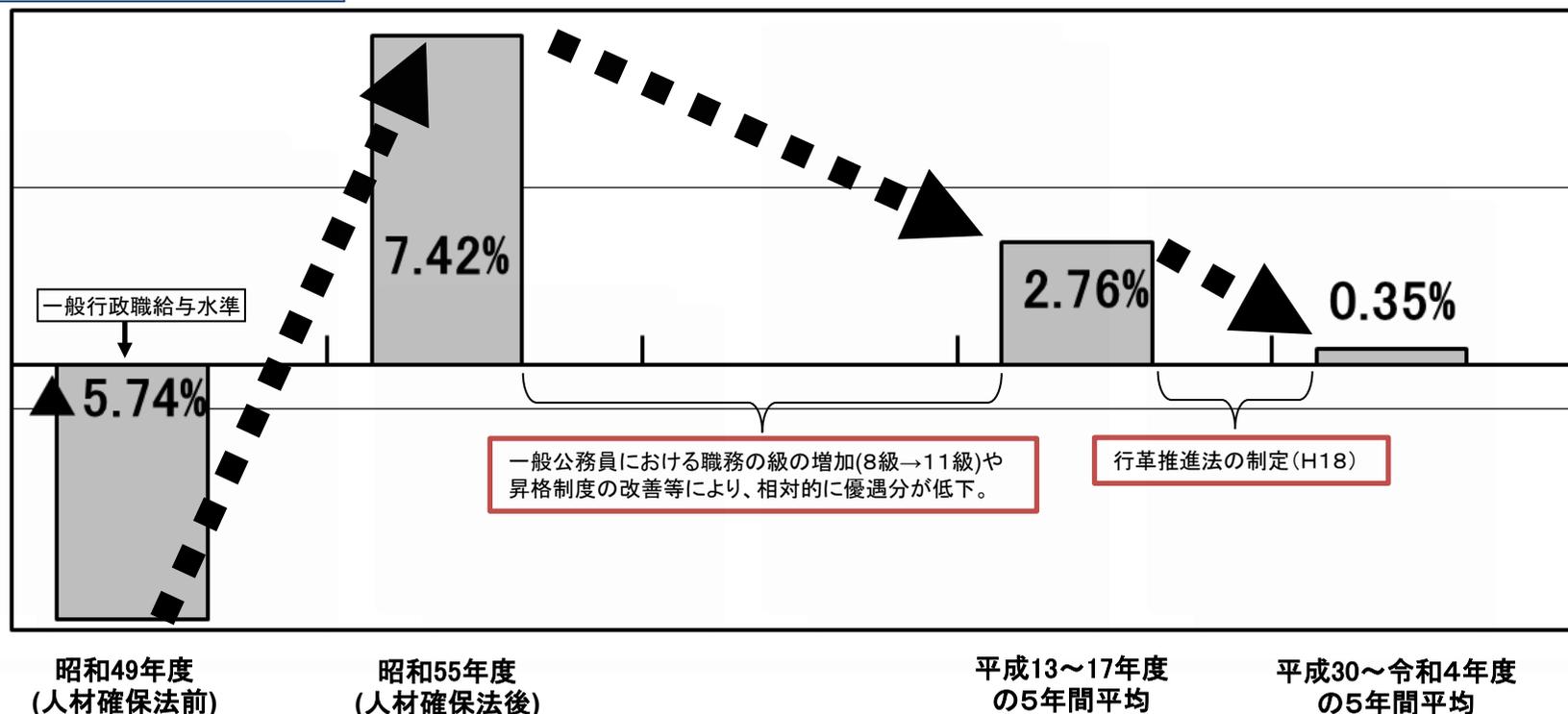
## ② 人確法(※)の制定(昭和49年2月)

教育職員にすぐれた人材を確保するため、「教員の給与を一般の公務員より優遇する」ことが規定されている。  
この趣旨に則り、給与改善により合計25%引き上げられたが、現在では教師の給与の優遇分がわずかとなっている。

(※) 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法



### 給与水準の推移(月収ベース)



# 一般行政職と教員の給与比較（年収ベース）

（令和4年度）

## 一般行政職 年収 5,893,657円



・管理職手当  
・管理職員特別勤務手当

・宿日直手当  
・夜間勤務手当  
・休日勤務手当

115,177円  
2.0%

## 教員 年収 6,008,834円



・管理職手当  
・特殊勤務手当  
（主任手当、部活動手当等）

能率給の手当 120円  
・宿日直手当

※ 一般行政職、教員ともに大卒平均経験年数18年とした場合の平均年収

# 諸外国の教師の給与について

	国名	特記事項
超過勤務時間に対する給与の支払い	韓国	一日の勤務時間の総量（8時間）を確保した上で、教員の出勤時間を学校ごとに定めることができる弾力的勤務時間制が導入されており、多くの学校が教員の勤務時間を8時30分から16時30分としている。勤務時間を超えて勤務した場合には時間外勤務手当が支給される。時間外勤務手当は1日4時間（1か月で57時間）を上限に、校長の決裁を受け行うことができ、予算の範囲内で手当を支給することとされている。
	ドイツ （ノルトライン・ヴェストファーレン州）	45分単位の授業時間を単位として週当たりの授業時数が決定される。授業担当時間等以外には学校に勤務する義務はなく、当該時間外の授業準備等は給与支払いの対象外である。勤務時間を超えて勤務した場合には時間外勤務手当が支給される規定があるものの、大方の場合は、加重負担となった時期のあとの負担を減らすことにより相殺を図るという制度を運用することで、実際に超過勤務手当を支払うことは少ない。
追加の授業・活動に対する給与の支払い	フランス	法定週間授業担当時間が定められており、教員は、法定週間授業以外には学校に勤務する義務がなく、仮に出勤しても手当等給与支払の対象にはならない。中等学校段階の教員が授業担当時間を超えて授業や補習等を実施する場合には、当該活動に対する手当が支給される。
	フィンランド	地方教育職員労働協約（OVTES）において授業時数が定められ、設定された時間数を超えて授業を担当する場合、手当が支給される。このほか、授業時間以外の職務に対して手当が支給される。
超過勤務に対する追加的な給与はないが、その代替措置として給与水準が高く設定されている ※アメリカについても特定の活動に対する給与あり	アメリカ（ワシントン州シアトル学区）	シアトル学区においては、労働協約によって一日の勤務時間は7.5時間と定められている。教師は専門職として公正労働基準法の適用外の職種とされ、時間外勤務手当は支給されない代わりに、一般公務員よりも最低賃金が高く設定されている。ただし、会議運営等、労働協約で予め定められた活動を時間外で行った場合、活動ごとに設定された手当が支給される。
	オーストラリア （ニューサウスウェールズ州）	教員を対象とした裁定には時間外勤務に対する手当は確認できていないが、一般公務員全般に対する裁定の規定から、教員への時間外勤務に対する追加の手当はないものの、その代替措置として一般公務員よりも給与水準が高く設定されているものと理解できる。校長は特定学年の授業を就業時間外に命じることができ、就業時間外の授業分は同週内で時間調整する必要があると記載されている。
超過勤務時間や特定の活動等、超過勤務に対する処遇なし	イギリス	教員給与及び勤務条件に関する文書において、一般教員の年間勤務日数は195日、校長の具体的な指示を受けて働く時間は年1,265時間とされている。教員には時間外勤務手当は一般に支払われない。
	カナダ（オンタリオ州トロント教育区）	労働協約において業務範囲と時間上限が明記されており、基本的に通常業務の延長として残業が発生することは想定されない。ある労働協約では、1日のフルタイムの労働時間は8時間とみなすと記載されている。教員は、専門職として時間外勤務手当の支給に関する規定の適用外である。
	ニュージーランド	中等教育段階を対象とした労働協約では、教員の労働時間は、教員が受け持つ授業数だけでなく、準備、評価、児童生徒へのカウンセリング等の要因の影響を受けると記載されており、明確な労働時間は記載されていない。学校職員に関する法規の中では時間外勤務手当に関する規定はない。ただし、労働協約によって時間外勤務に関する処遇は異なる可能性がある。

（出典）「質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会」（第1回）の資料6（藤原文雄委員提出資料）5ページより抜粋（当該ページは、PwCコンサルティング合同会社「令和3年度諸外国の教員給与及び学校における外部人材の活用等に関する調査報告書」2022年、117ページを基に藤原委員が作成。）